摂津市議会

建設常任委員会記録

平成25年3月11日

摂 津 市 議 会

建設常任委員会 3月11日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局	
職員、審査案件	1
ミの宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第1号所管分、議案第9号所管分の審査	2
補足説明(土木下水道部長、都市整備部長)	
質疑(山本靖一委員、原田平委員、村上英明委員)	
議案第18号の審査	49
補足説明(土木下水道部長)	
質疑(山本靖一委員)	
議案第19号の審査	52
補足説明(土木下水道部長)	
議案第20号の審査	53
補足説明(土木下水道部長)	
質疑(山本靖一委員)	
議案第28号の審査	56
議案第21号の審査	56
補足説明(都市整備部長)	
質疑(山本靖一委員、木村勝彦委員、村上英明委員)	
議案第30号の審査	61
質疑(村上英明委員)	
散会の宣告	61

建設常任委員会記録

1. 会議目時

平成25年3月11日(月)午前10時 開会 午後 4時31分 散会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 野原 修 副委員長 村上英明 委 員 山本靖一 委 員 原田 平 委 員 木村勝彦

1. 欠席委員 なし

1. 説明のため出席した者

市 長 森山一正

都市整備部長 吉田和生 都市計画課長 新留清志 同課参事 品川明輝 公園みどり課長 西村克己 建築住宅課長 林 弘一 公園みどり課長代理 竹下博和 土木下水道部長 藤井義己 同部次長兼下水道事業課長 山口繁 同部参事兼道路管理課長 堀 和夫 同部参事兼下水道業務課長 石川裕司 道路管理課参事 川上昭人 道路交通課長 山本博毅 下水道事業課長代理 樫本宏充 水道部長 宮川茂行

1. 出席した議会事務局職員

事務局局次長 藤井智哉 同局書記 田村信也

1. 審查案件(審查順)

議案第 1号 平成25年度摂津市一般会計予算所管分

議案第 9号 平成24年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分

議案第18号 摂津市道路の構造の技術的基準を定める条例制定の件

議案第19号 摂津市道路標識の寸法に関する条例制定の件

議案第20号 摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路の 構造に関する基準を定める条例制定の件

議案第28号 摂津市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件

議案第21号 摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施 設の設置に関する基準を定める条例制定の件

議案第30号 摂津市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件

議案第 5号 平成25年度摂津市公共下水道事業特別会計予算

議案第12号 平成24年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第29号 摂津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び摂津市下水道 条例の一部を改正する条例制定の件

議案第 2号 平成25年度摂津市水道事業会計予算

議案第10号 平成24年度摂津市水道事業会計補正予算(第2号)

(午前10時 開会)

○野原修委員長 ただいまから、建設常 任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

- ○森山市長 おはようございます。年度 末何かとお忙しいところ、建設常任委員 会を開催していただきましてありがとう ございます。本日は先日の本会議で当委 員会に付託されました案件についてご審 査を賜りますが、何とぞ慎重審査の上ご 可決していただきますよう、よろしくお 願いします。
 - 一旦退席させていただきます。
- ○野原修委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は原田委員を指名します。

審査の順序につきましてはお手元に配付してあります案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩) (午前10時2分 再開)

○野原修委員長 再開します。

議案第1号所管分及び議案第9号所管 分を審査します。

補足説明を求めます。

藤井土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 おはようござい ます。

議案第1号、平成25年度摂津市一般 会計予算のうち、土木下水道部にかかわります部分につきまして、目を追ってその主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、30ページをお開き願います。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目3、衛生使用料では、節3、クリーンセンター使用料は関西電力電柱の占用料でございます。目4、農林水産業使用料では、節1、水路使用料は大阪ガス株式会社等の法定外水路占用料でございます。

目5、土木使用料では、節1、道路使 用料は関西電力株式会社等の道路占用料 でございます。

節4、駐車場使用料は、自動車及び自 転車駐車場の使用料と駐車場用地使用料 でございます。

32ページ、項2、手数料、目1、総務手数料では、節1、総務手数料のうち下から2行目の諸証明手数料は道路幅員証明手数料でございます。

目2、衛生手数料では、節5、し尿処理手数料はし尿処理及び浄化槽汚泥の処分に係る手数料でございます。

34ページ、目3、農林水産業手数料では、節2、明示手数料は水路敷地境界明示手数料でございます。目4、土木手数料では、節1、明示手数料のうち上から1行目の道路敷地境界等明示手数料と3行目の自転車・自動車駐車場明示手数料でございます。

36ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目4、土木費国庫補助金では、節1、地籍調査費補助金は都市再生地籍調査委託補助金、節2、道路橋りよう費補助金は橋りよう耐震化対策実施設計にかかわる社会資本整備総合交付金でございます。

46ページ、款15、府支出金、項2、 府補助金、目3、衛生費府補助金では、 節2、権限移譲交付金は浄化槽の設置に 関する届出受理の事務の権限移譲に伴い ます交付金でございます。

目5、土木費府補助金では、節2、地

籍調査費補助金は都市再生地籍調査委託 補助金でございます。

48ページ、項3、委託金、目2、土 木費委託金、節1、土木管理費委託金で は、河川環境整備工事委託金と鶴野橋外 ポンプ管理委託金と自転車等移動保管業 務委託金でございます。

50ページ、款16、財産収入、項1、 財産運用収入、目1、財産貸付収入では、 節1、土地建物貸付収入のうち下から1 行目、道路交通課分は摂津交通安全自動 車協会への土地貸付収入でございます。

58ページ、款19、諸収入、項4、目2、雑入では、節1、雑収入のうち上から2行目の道路管理課分から12行目の下水道事業課分までの収入で、電力売却収入、有線音楽放送施設に係る道路及び水路の占用料相当額支払金、自転車等移動保管料、自転車等鉄屑処分金、放置自転車対策協力金とクリーンセンター廃止負担金でございます。

続きまして、歳出でございますが、1 26ページをお開き願います。

款4、衛生費、項2、清掃費、目1、 清掃総務費では、節9、旅費はし尿処理 事務等に係る普通旅費でございます。1 28ページ、目3、し尿処理費では、そ の主なものとしまして、節7、賃金はク リーンセンターの臨時職員の賃金でございます。節11、需用費はクリーンセン ターの消耗品費、光熱水費、修繕料等で ございます。節13、委託料はクリーン センターの管理及び、し尿収集に係る委 託料とクリーンセンター解体工事設計に 係る委託料でございます。

節15、工事請負費はクリーンセンターの解体工事費でございます。節19、負担金、補助及び交付金は、正雀終末処理施設の維持管理負担金及び整備負担金と、し尿及び浄化槽汚泥の処理負担金でござ

います。

節22、補償、補填及び賠償金は、し 尿汲取り世帯数の減少に伴うし尿収集業 者への補償金でございます。

132ページ、款5、農林水産業費、項1、農業費、目4、農業水路費では、農業水路の維持管理に係る経費で、その主なものとしまして節7、賃金は地元農業関係者による水路の樋守、及びゲートの管理に係る賃金でございます。

節11、需用費は農業用施設の光熱水費と修繕料等でございます。節13、委託料は、河原樋ポンプ場外1件の管理業務委託料でございます。

134ページ、節15、工事請負費は 農業水路に係る用水側溝改良工事でございます。節19、負担金、補助及び交付 金は、水路整備事業等の実施に伴う融資 資金の償還金負担金及び神安土地改良区 負担金等でございます。

138ページ、款7、土木費、項1、 土木管理費、目1、土木総務費では、そ の主なものとしまして節13、委託料は、 道路施設の維持管理にかかわる土木維持 作業業務委託料でございます。節28、 繰出金は公共下水道事業特別会計への繰 出金でございます。目2、交通対策費で は、その主なものとしまして節11、需 用費は道路反射鏡定期修繕事業費等でご ざいます。140ページ、節13、委託 料は駐車場管理委託料、放置自転車等移 動委託料、自転車利用者指導委託料及び 公共施設巡回バス運行管理業務委託料等 でございます。節15、工事請負費は道 路反射鏡設置工事と交差点改良工事でご ざいます。節19、負担金、補助及び交 付金は、市内循環バス運行補助金などで ございます。

続きまして、項2、道路橋りょう費、 目1、道路橋りょう総務費では、その主 なものとしまして、節13、委託料は千 里丘駅前広場管理委託料、モノレール駅 前広場管理委託料、摂津市駅駅前広場管 理委託料と都市再生地籍調査業務委託料 等でございます。142ページ、目2、 道路維持費では、その主なものとしまし て節11、需用費は道路管理に係る維持 管理経費等でございます。節13、委託 料は市内環境維持業務委託料、橋梁修繕 及び耐震化対策実施設計委託料でござい ます。節15、工事請負費は道路維持工 事の事業費でございます。節19、負担 金、補助及び交付金は、建築基準法に基 づいて中心後退部分が発生する狭隘道路 の拡幅整備への助成金でございます。目 3、道路新設改良費では、節15、工事 請負費は道路の新設改良工事費でござい ます。目4、交通安全対策費では、その 主なものとしまして節15、工事請負費 は交通バリアフリー整備事業としての歩 道段差切り下げ工事等の交通安全対策工 事の事業費でございます。

144ページ、項3、水路費、目1、 排水路費では、その主なものとしまして 節11、需用費は排水路施設の光熱水費 と修繕料等でございます。節13、委託 料は排水路やポンプ場等の維持管理に係 る委託料などでございます。節15、工 事請負費は排水路に係る雑工事でござい ます。節19、負担金、補助及び交付金 は、番田水門設置に伴う内水対策事業と して、大阪府が実施している番田水路の 樋門改修等の事業償還金負担金及び安威 川左岸ポンプ場維持管理負担金でござい ます。

158ページ、款8、項1、消防費、 目3、水防費では、その主なものとしま して節16、原材料費は水防資材の購入 費でございます。節19、負担金、補助 及び交付金では、その主なものとしまして淀川右岸水防事務組合に対する負担金と安威川ダムの建設に係る安威川ダム水特法第12条に基づく負担金などでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

第2表 債務負担行為に記載事業のうち、土木下水道部にかかわりますものといたしまして、上から2段目、正雀南千里丘線外2路線道路改良事業が平成25年度の期間におきまして5億5,100万円を限度額として定めております。

以上、予算内容の補足説明とさせてい ただきます。

続きまして、議案第9号、平成24年 度摂津市一般会計補正予算(第5号)の うち土木下水道部にかかわる部分につき まして、目を追ってその主なものにつき まして補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、16ページをお開き願います。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目5、土木使用料では、節4、駐車場使用料は、市立自動車駐車場の利用者の減少を見込み、減額となるものでございます。

18ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目3、土木費国庫補助金では、その主なものとしまして節1、交通対策費補助金は、千里丘三島線道路改良事業による土地開発公社からの土地購入費及び工事請負費の確定による歳出減に伴い補助金が減額となるものでございます。節2、地籍調査費補助金は、都市再生地籍調査業務委託金が確定したことにより減額となるものでございます。

節3、道路橋りょう費補助金では、国 庫補助事業の追加補正に伴い、道路舗装 及び道路調査に係る社会資本整備総合交 付金が増額となるものでございます。

20ページ、款15、府支出金、項2、 府補助金、目3、衛生費府補助金では、 節2、権限移譲交付金は、昨年7月に浄 化槽の設置に関する届出事務の権限移譲 を受けたことに伴う交付金でございます。

目6、土木費府補助金では、節2、地籍調査費補助金は、都市再生地籍調査業務委託金が確定したことにより減額となるものでございます。

22ページ、項3、委託金、目2、土 木費委託金では、節1、土木管理費委託 金は、河川環境整備工事委託金及び鶴野 橋外ポンプ管理委託金が確定したことに より減額となるものでございます。

続きまして、歳出につきましてご説明 申し上げます。

54ページ、款4、衛生費、項2、清掃費、目3、し尿処理費では、その主なものとしまして節11、需用費はクリーンセンターの消耗品費が年度未確定見込みにより減額となるものでございます。

節13、委託料はクリーンセンターの 臭気測定委託料及び沈砂槽等清掃委託料 などが確定したことにより減額となるも のでございます。節16、原材料費はク リーンセンターの補修用材料費が年度末 確定見込みにより減額となるものでござ います。

節22、補償、補填及び賠償金は、し 尿汲取り世帯の減少に対する業者への補 償で、前年度減少世帯数が確定したこと により減額となるものでございます。

56ページ、款5、農林水産業費、項1、農業費、目4、農業水路費では、その主なものとしまして節13、委託料は、ポンプ場管理業務委託料が確定したことにより減額となるものでございます。節19、負担金、補助及び交付金は、神安土地改良区への負担金で農地転用時の決

済金により神安土地改良区が繰上償還したことに伴い、地盤沈下対策事業費償還金負担金が減額となるものでございます。

款7、土木費、項1、土木管理費、目 1、土木総務費では、その主なものとし まして節13、委託料は、地理情報シス テム整備委託料が確定したことにより減 額となるものでございます。

58ページ、節28、繰出金は公共下水道事業特別会計繰出金が年度末見込みにより減額となるものでございます。目2、交通対策費では、その主なものとしまして節11、需用費で道路反射鏡定期修繕料が確定したことにより減額となるものでございます。節13、委託料は放置自転車等移動委託料などが確定したことにより減額となるものでございます。

節15、工事請負費は交通安全対策工事の金額が確定したことにより減額となるものでございます。項2、道路橋りょう費、目1、道路橋りょう総務費では、その主なものとしまして節13、委託料は千里丘駅前広場管理委託料、摂津市駅駅前広場管理委託料などが確定したことにより減額となるものでございます。

60ページ、目2、道路維持費では、 その主なものとしまして節13、委託料 は街路樹剪定委託料等が確定したことに より減額となるものでございます。また、 国庫補助事業の追加補正に伴い、路面性 状調査業務委託料及び道路照明灯点検業 務委託料が増額となるものでございます。

節15、工事請負費は、道路維持工事の金額が確定したことにより減額となるものでございます。また、国庫補助事業の追加補正に伴い、道路修繕工事が増額となるものでございます。節19、負担金、補助及び交付金は、狭隘道路整備助成金の助成が年度末確定見込みにより減額となるものでございます。

目4、交通安全対策費では、その主なものとしまして節11、需用費は正雀南千里丘線外2路線道路改良事業による修繕料の年度末確定見込みにより減額となるものでございます。節15、工事請負費は、交通安全対策工事の金額が確定したことにより減額となるものでございます。節17、公有財産購入費は、千里丘三島線道路改良事業による土地開発公社からの土地購入費が確定したことにより減額となるものでございます。

62ページ、項3、水路費、目1、排水路費では、その主なものとしまして節13、委託料は、ポンプ場設備保守点検委託料等が確定したことにより減額となるものでございます。節15、工事請負費は、排水路工事の金額が確定したことにより減額となるものでございます。

66ページ、款8、項1、消防費、目3、水防費では、節19、負担金、補助及び交付金は、淀川右岸水防事務組合負担金及び淀川沿川整備協議会負担金が確定したことにより減額となるものでございます。

続きまして、6ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費に記載事業のうち 土木下水道部にかかわりますものといた しまして、上から2段目及び3段目、款 7、土木費、項2、道路橋りょう費、道 路補修事業及び街路灯修繕事業につきま しては、国庫補助事業の追加補正に伴い ます事業につき繰越が見込まれるため、 計4,500万円の繰越をお願いするも のでございます。

以上、補正予算内容の補足説明とさせていただきます。

- ○野原修委員長 吉田都市整備部長。
- ○吉田都市整備部長 議案第1号、平成 25年度一般会計予算所管分のうち都市

整備部にかかわる部分につきまして、目 を追って主なものについて補足説明をさ せていただきます。

まず、歳入でございますが、予算書の30ページをお開き願います。

款13、使用料及び手数料、項1、使 用料、目5、土木使用料、節3、公園使 用料は、関西電力株式会社の電柱など公 園占用料でございます。

次に、34ページをお開き願います。 項2、手数料、目4、土木手数料、節 1、明示手数料のうち、都市計画道路敷 地境界明示手数料及び公園明示手数料で ございます。節2、都市計画手数料は、 用途地域証明など諸証明手数料でござい ます。節3、開発申請等手数料は、都市 計画法第29条の規定による開発行為の 許可に関する事務にかかわる開発許可等 手数料、開発不要証明手数料及び開発登 録簿写し発行手数料でございます。

次に、38ページをお開き願います。

款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目4、土木費国庫補助金、節3、都市計画費補助金は、2段目の社会資本整備総合交付金で、新在家鳥飼上線道路整備事業に係る土地購入費相当分と耐震診断補助金及び耐震改修補助金でございます。

次に、46ページをお開き願います。 款15、府支出金、項2、府補助金、 目5、土木費府補助金、節1、都市計画 費補助金は、その内訳といたしまして、 府景観条例事務取扱交付金、耐震診断補 助金、耐震改修補助金及び府自然環境保 全条例事務取扱交付金でございます。節 3、権限移譲交付金は、建築課と都市計 画課分でございます。

次に、48ページをお開き願います。 項3、委託金、目2、土木費委託金、 節2、都市計画費委託金のうち、建築基 準法施行事務取扱委託金、都市計画法施 行事務取扱委託金及び大阪府福祉のまち づくり条例委任事務委託金でございます。

次に、52ページをお開き願います。

款18、繰入金、項2、基金繰入金、 目5、緑化基金繰入金、節1、緑化基金 繰入金は、緑化推進事業への緑化基金繰 入金でございます。

次に、56ページをお開き願います。 款19、諸収入、項4、雑入、目2、 雑入、節1、雑収入は、下から3行目、 都市計画課の都市計画図売却収入及び鉄 道運輸機構負担金と58ページへかけま して建築課の建築確認申請者負担金でご ざいます。

次に、歳出でございますが、予算書の 144ページをお開き願います。また、 あわせまして予算概要の88ページ及び 90ページをご参照願います。

款7、土木費、項4、都市計画費、目 1、都市計画総務費では、節1、報酬は 緑化推進嘱託員報酬及び都市計画審議会 委員報酬でございます。

次に、予算書の146ページをお開き 願います。

節7、賃金は臨時職員賃金、緑化推進 員賃金及び建築指導嘱託員賃金で、節8、 報償費、節9、旅費、及び節11、需用 費は、事務執行にかかわる経費でござい ます。節13、委託料はGISシステム 保守管理委託料、地形図修正図化委託料、 緑の基本計画改定業務委託料及び都市計 画マスタープラン策定委託料でございま す。節14、使用料及び賃借料は電子複 写機レンタル料及びGISシステム借上 料でございます。

次に、予算書146ページから148ページにかけまして、節19、負担金、補助及び交付金は、摂津市既存民間建築物耐震診断補助金、耐震改修補助金、大

阪府都市計画協会負担金、大阪府都市計 画街路事業促進協議会負担金、大阪中央 環状モノレール建設促進会議負担金、大 阪府開発指導行政協議会負担金、そして 大阪府市町村営繕主務者会議負担金と1 48ページ、大阪建築物震災対策推進協 議会負担金、大阪市街地再開発促進協議 会負担金、大阪府景観形成誘導推進協議 会負担金、大阪都市公園協議会負担金及 び近畿ブロック開発許可・宅地防災行政 連絡協議会負担金、そしてJR千里丘駅 西口エレベーター設置事業に伴います鉄 道運輸機構からの預り金による負担金、 及びJR西日本が事業主体となります国 庫補助制度にかかわります市負担金の補 助でございます。節27、公課費は、公 用車両の車検に伴う自動車重量税でござ います。

予算書148ページと合わせて予算概要90ページから92ページをご参照願います。

次に、目2、街路事業費では、節8、報償費、節9、旅費及び節11、需用費は都市景観事業に伴います都市景観まちづくり審議会委員及び都市景観アドバイザー委員会並びに新在家鳥飼上線道路整備事業に係る事務執行経費でございます。

節12、役務費は手数料284万円のうち新在家鳥飼上線道路整備事業の用地買収に伴います不動産鑑定評価などに係る手数料164万円と、そして保険料1万円のうち都市景観事業の市民協働に伴います保険料が6,000円でございます。節13、委託料では、物件補償算定委託料850万円の記載のうち、新在家鳥飼上線道路整備事業の用地買収に伴います物件補償算定委託料が550万円でございます。節17、公有財産購入費は土地購入費4,400万円の起債のうち新在家鳥飼上線道路整備事業の用地買収

に伴います土地購入費が3,500万円でございます。節19、負担金、補助及び交付金は、都市景観事業におきまして、平成25年度から新規の取り組みといたしまして、市民協働によります都市景観形成市民団体に対する都市景観形成活動助成金でございます。節22、補償、補填及び賠償金は新在家鳥飼上線道路整備事業の用地買収に伴います物件移転補償費でございます。

予算書148ページとあわせまして、 予算概要92ページをご参照願います。

目3、緑化推進費では、その主なものといたしまして節16、原材料費は花いっぱい活動に対する助成をはじめ、市内の花壇などの育苗用の肥料、土、花の苗や樹木などの購入費でございます。

次に、予算書の150ページをお開き 願います。

節19、負担金、補助及び交付金は、 摂津市緑化推進連絡会補助金でございま す。

予算書の150ページとあわせまして 予算概要の92ページから94ページを ご参照願います。

続きまして、目4、公園管理費では、 その主なものといたしまして節11、需 用費は公園などの光熱水費及び修繕料な どでございます。節13、委託料は都市 公園など、施設の機能維持を図るための 公園管理委託料、公園等砂場消毒清掃委 託料、公園遊具点検業務委託料及び公園 台帳作成委託料でございます。節16、 原材料費は公園の維持管理に係る砂場の 砂、樹木などの補修用材料費でございま す。節19、負担金、補助及び交付金は、 ちびっこ広場を管理している団体に対す る管理補助金でございます。節27、公 課費は公用車両の車検に伴う自動車重量 税でございます。 以上、平成25年度一般会計予算のうち、内容に関する補足説明をさせていた だきます。

引き続きまして、議案第9号、平成2 4年度一般会計補正予算(第5号)所管 分のうち、都市整備部にかかわります部 分につきまして、目を追って主なものに ついて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、16ページをお開き願います。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目5、土木使用料、節3、公園使用料は公園占用件数が増加したことにより増額となるものでございます。

次に、22ページをお願い申し上げます。

款15、府支出金、項2、府補助金、 目6、土木費府補助金、節3、権限移譲 交付金は、大阪府版地方分権移譲の事務 におきまして事務経費の確定により減額 いたすものでございます。項3、委託金、 目2、土木費委託金、節2、都市計画費 委託金は、都市計画基礎調査に係る委託 料の確定により減額いたすものでござい ます。

次に、26ページをお開き願います。 款19、諸収入、項4、雑入、目2、 雑入、節1、雑収入のうち都市計画図売 却収入は収入額の確定により減額いたす ものでございます。それから、鉄道運輸 機構負担金につきましては、JR千里丘 駅西口エレベーター設置事業主体となり、 て、JR西日本が事業主体となり、 で図る事業でありますため、千里丘地域 の南北分断解消に資する対策として鉄道 運輸機構が協力、支援する負担金であり、 市が一時預り金として支出するものでご ざいます。当初は実施設計のみの計上で ありましたが、JR西日本及び鉄道運輸機構と本市との間で協議をした結果、工事費等の一部変更を追加することにより国庫補助の交付手続の期間短縮につながり、かつ実施設計が終わり次第速やかに工事の早期着手が図ることが可能となることも判明いたしたため、これら支障移転工事に係る事業費の増額に伴いまして、鉄道運輸機構の負担金が増額いたすものでございます。

次に、歳出でございますが、62ページをお開き願います。

款7、土木費、項4、都市計画費、目 1、都市計画総務費では、節1、報酬、 節9、旅費、節11、需用費は都市計画 審議会の開催及び事務執行に係る経費が 確定したことにより減額いたすものでご ざいます。節11、役務費は緑の基本計 画改定事業におきまして、市民アンケー ト調査実施に係る郵便料金が確定したこ とによりまして減額いたすものでござい ます。節13、委託料では、その主なも のといたしまして緑の基本計画改定業務 委託料及び都市計画マスタープラン策定 委託料の執行差金により減額いたすもの でございます。節14、使用料及び賃借 料は、電子複写機レンタル料及びGIS システム借上料の執行差金により減額い たすものでございます。節19、負担金、 補助及び交付金は、その主なものといた しましてJR千里丘駅西口エレベーター 設置事業におきまして、当初は実施設計 のみで計上いたしておりましたが、JR 西日本及び鉄道運輸機構と協議した結果、 先ほど歳入における鉄道運輸機構負担金 の項目で説明いたしましたとおり、支障 移転工事に係る事業費の増額に伴いまし て、鉄道運輸機構から一時預り金による 負担金及び国庫補助制度にかかわります 本市負担金の補助金が増額いたすもので

ございます。

本補正予算に関連いたします事項とい たしまして、6ページをお開き願います。

第2表 繰越明許費といたしまして、 4段目、款7、土木費、項4、都市計画 費、JR千里丘駅西口エレベーター設置 事業におきましては、先ほどご説明申し 上げました事由によりまして、今回のご 審査いただきます増額補正をもって、平 成24年度予算額の全額を平成25年度 に明許繰越とさせていただく予定をいた しているものでございます。

62ページにお戻り願います。

節27、公課費は公用車両の車検時の 自動車重量税の確定により減額いたすも のでございます。62ページから64ペー ジにかけまして、目2、街路事業費では、 節8、報償費、節9、旅費、節11、需 用費は都市景観事業にかかわる経費の執 行差金でございます。 節12、役務費は 新在家鳥飼上線道路整備事業におきまし て、道路拡幅用地について沿道地権者と 用地買収の交渉を進めているところであ りますが、地権者との交渉熟度の関係か ら、補正額といたしまして手数料121 万8,000円の起債のうち本事業にか かわります114万円は、不動産鑑定評 価に係る一部の執行見込み額以外を減額 するものでございます。節13、委託料 は新在家鳥飼上線道路整備事業におきま して、用地買収の交渉を進めているとこ ろでございますが、補正額といたしまし て物件補償算定委託料628万6,00 0円の記載のうち、本事業にかかわりま す560万円は地権者との交渉経過とし て物件補償算定にまで至らなかったため 全額を減額するものでございます。

次に、目3、緑化推進費では、予算額 は変わらず財源内訳のみが変更となるも のでございます。 次に、目4、公園管理費では、その主なものといたしまして、節13、委託料は公園管理委託料のうち水景施設管理業務委託、公園遊具点検業務委託料、別府公園整備事業に係る工事設計委託料及び公園台帳作成委託料の執行差金により減額いたすものでございます。節18、備品購入費は公用車両の購入に係る執行差金により減額いたすものでございます。節27、公課費は公用車両車検時の自動車重量税の確定により減額いたすものでございます。

以上、平成24年度一般会計補正予算 の内容に関する補足説明とさせていただ きます。

○野原修委員長 説明が終わり、質疑に 入ります。

山本委員。

○山本靖一委員 昨年の決算審査の委員 会でいろいろお尋ねをしましたが、その ときにお答えいただいた方向でいろいろ 努力をいただいた中身がこの予算にどう いう形で反映されているかというような ことを中心に幾つかお聞きをしたいと思 います。よろしくお願いいたします。

最初に平成25年度一般会計予算書の8ページです。先ほどご説明をいただきました正雀南千里丘線外2路線の債務負担行為で5億5,100万円です。これは正雀駅前のマンションが建設された辺りですか。もう少し具体的に中身を教えていただきたいと思います。

それから、31ページ、道路占用料について。歳入で組んでいただいているわけですが、関西電力株式会社の電柱がふえてきたりということがあると思うんですけれども、多少金額がふえているように思いますし、それと同時に電力の値上げとかいろんな動きがありますけれども、他市の状況はどうなのか。固定資産税の

関係では下がってきているんで引き下げの話があるのでしょうか。随分交渉としてしんどい部分があると思うんですけれども、この点について今の到達点を教えていただきたいと思います。

それから、37ページ、道路橋りょう 費補助金2,200万円です。橋りょう 耐震化対策実施設計にかかわる社会資本 整備総合交付金ということですけれども、 具体的にこれでどの程度の対策が講じら れるのか。単年度だけで終わってしまう と後の仕事はどうなっていくんかという ことも気になりますので、この点を教え ていただきたいと思います。

それから、128ページ、し尿処理費が前年度比で8,587万6,000円増加しています。この中にはクリーンセンターの解体工事費も4,979万6,000円含まれていますから、単純に比較できないと思いますけれども、他市に処理の委託をしていく関係がありますから、その金額について吹田市と交渉してこられた経過も含めて教えていただきたいと思います。

それから、135ページ、神安土地改 良区負担金で1,710万9,000円。 決算審査の委員会の中では、開発面積が ふえて神安土地改良区が守備範囲とする ところが排水・用水を合わせて、約3, 000平方メートルぐらい減ったという お話もいただきました。具体的にこれは どういう形でその面積が減ってきている のか。どういう突き合わせをされてきて、 平成25年度についてはどういうふうに 見ているのでしょうか。神安土地改良区 の中でどういう議論がされて、摂津市だ けではなく、全体として予算の組み方、 体制の見直しとかいろんなことがあると 思うんですけれども、そういうことにつ いて検証されて予算計上されたというふ

うに思っていますので、この間の経過に ついて教えていただきたいと思います。

それから、139ページ、公共下水道 事業特別会計繰出金で21億5,030 万1,000円、平成24年度は補正予 算第5号で3,000万円ほど減額して います。平成24年度末の公共下水道事 業の借金は385億5,000万円ぐら いになろうと思うんです。元金で30億 円ぐらい返しています。新規に資本費平 準化債を発行しているのは約12億円で す。そうすると全体の385億円のうち、 資本費平準化債が110億円ぐらいにな るのではないか。約3分の1弱になって きている。この公共下水道事業特別会計 繰出金をどういうふうに見ていくのか。 この辺の整理を何回もこれまでお願いし た経過があります。水道部との一元化の 話もいろいろありますけれども、21億 5, 030万1, 000円について、こ れは積算して出してこられたんだという ふうに思うんですけれども、その辺の考 え方について、到達点を教えていただき たいと思います。

それから、141ページです。駐車場管理委託料1億3,588万2,000 円を組まれました。指定管理者ということでお願いしているわけです。この指定管理者に対する考え方を整理していくという方針が出されていますけれども、担当としてどういう位置づけでどういう方向でやろうとしているのでしょうか。市全体の考え方がありますけれども所管としてどういう問題意識を持っておられるのかをお聞きしたいと思います。

それから、公共施設巡回バス運行管理 業務委託料1,281万円と市内循環バ ス運行補助金1,000万円を出してい るんですけども、この間、市長の市政運 営の基本方針の中で検討するということ

を言ってこられました。見解については 協議会を開いて逐次教えてきていただき ましたけれども、結局、3年間かかって 近鉄バスの見直しというようなことだけ になってしまいました。これは最初2ルー トにしたときにもお客さんが減ってきて いるということで、近鉄バス自身も早い 時期から見直しを言っていました。これ はこの時期に見直しということじゃなし に、早い時期からいろんな見直しをして、 1,000万円の補助金の使い方の関係 から言えば、別の方向性を引っ張り出せ た可能性もあったと私は思っているんで す。それと新たに市民の方から要請され ているのは、鳥飼地域のように、やっぱ り巡回バスが欲しいと、もう少し便利に してほしいという意見も議会でいろんな 会派から出ていますし、市長もそういう 思いを持っておられると思うんです。今 の到達点でいいというふうには決して思 いません。1つのステップとしてこれは 受けとめていますけれども、この間の経 過に立って、新たな方向性をどういうふ うに描き出そうとしているのか。単純に 1年か2年、バスの乗客の流れだけを見 ていくということではなく、それと同時 に千里丘地域とか、いろんな地域の要求 を整理してどういうふうにこれから方向 性を出していくのか、そういうことをお 聞きしたいと思うんです。

それから同時に、これは福祉の担当とも議論をしていただいたらいいと思うんですけれども、水道料金の減免制度が廃止されましたけれども、それを補完する部分がまだ見えてきません。例えば、豊中市では65歳以上の方に回数券を配布したということもあります。鳥飼地域をを走っている公共施設巡回バスは無料ですが、市内循環バスは有料です。そうすると地域で利用される交通弱者の方に対

してやっぱり公平性を保つという点で敬 老パスのような対応が必要ではないかな という思いもあるんです。全体の公平性 という考え方、それに対していろんな思 いを市民の中でもお持ちだというふうに 私は認識していますんで、方向性として、 福祉の所管で考えるのか、いろいろと考 え方はあろうと思うんですけれども、部 長の考え方もお聞かせ願えたらと思いま す。

それから、142ページ、道路維持費 の工事請負費で1億1,500万円です。 多少増えたように思うんですけれども、 厳しい財政の中でも、道路の維持補修に は市民の要望も強いですし、何とかした いという担当としての思いもあろうと思 うんですけども。都市整備部も出席され てますので、道路維持についての全体の 体制として考え方をお聞きしたいと思う んです。新設は都市整備部が所管され、 日常的な維持管理、修理などは土木下水 道部が所管されています。それぞれ担当 が集まられて会議などもされていると思 うんですけれども、この辺の調整につい て、日常的に本当にうまくいっているの かお聞きしたいと思います。随分ご苦労 されているんじゃないかという思いがす るんですけれども、都市整備部と土木下 水部の道路の維持管理、新設も含めて、 今の姿が本来あるべき姿なのか、そうは ないのかというところを整理をしていき たいと思います。いろんなところで機構 改革をやられているんですけれども、だ んだん人数が少なくなってきてますから、 あんまり分かれていると、それぞれが思っ ていることがなかなか1つにできないと いうしんどさもあるのかもしれません。 そんな思いがするんですけど、現状とし て、どういうふうに認識をされているの でしょうか。今のままで何の問題もなかっ

たというふうにお考えであればいいんですけれども、あるべき姿というのはそれぞれ機構改革をいろいろやられていますので、そういう方向性はないのかということについてお聞きしたいと思います。

それから、145ページ、排水路費が 前年度費で3,540万円の増額です。 これは排水ポンプの修繕料が入っている んだと思うんですけど。中身について詳 しく教えていただきたいと思います。

それから、147ページ、都市計画マスタープラン策定委託料、これは平成24年度補正予算第5号で減額されて、また平成25年度で635万9,000円の委託費を組まれているんですけれども、これまでの計画の検証、それからこれからどういうことを柱にしながら作成されようとしているのか。市民のアンケートなど、もう少し詳しく教えていただけたらありがたいです。

それから水路の問題でもう一つお聞き しておきたいんですが、不法占拠の問題 です。去年の決算審査の委員会でお聞き しました。そのときには社長がおいてに ならなかったんで、そのままで帰って来 たというような話でした。新たなでしまうなうに臨んでこられたのでもま うか。不法占拠は次につながってきます から、これは今まで教訓で、代執行だっ てきるわけです。そういうことも含め てどんな態度で臨んでこられたのか。そ の点についてお聞きしたいと思います。

それから、記念植樹の問題も去年提起 させていただきました。随分担当として ご苦労されていると。この方向をやって いくとすれば、どうしても無理があると いうことも誰が考えたって見えるわけで す。改めて市民的なアンケートで尋ねた らどうでしょう。それにかわるものを。 今までやってきたことの良さというんで すか、それを引き出すことも大事だと思うんです。今後の方向性として耐えれるような状況でなくなってきた。緑化というのは非常に大事なことなんですけれども、そういう点で市民の方にもう1回意見を聞いてみるというのはそんなこともありかなというふうに思ったりはするんですけど、そういう点についてどうなんでしょうか教えていただきたいと思います。

それから補正予算第5号で、補正予算書6ページの繰越明許費です。道路補修事業で4,100万円の繰越明許費ですが、これもいろんな関係があるんだと思うんですけれど、どの場所でどういう事業形態になっていくのか。何回もお聞きしてると思うんですけれども、道路橋りよう費、道路補修事業4,100万円、それから街路灯修繕事業4,000万円、こういう内容を教えていただきたいと思います。

それから都市計画費のJR千里丘駅西 ロエレベーター設置事業については、先 ほど相当丁寧に説明をいただいたんです けど、結局のところ、これは何年に完成 するのか、当初描いていたところから遅 れ、どういう形の取り戻しができたのか。 市民にとっては、結論のところが知りた いわけで、結果としてどうなったかとい うこと教えていただきたいと思います。

それから17ページ、自動車駐車場使用料で518万2,000円の減額です。 随分大きな金額ですから、なぜこういう減額補正、利用者が減ったのか、車離れとか、そのほかにも理由があるんだと思います。どういうふうに分析されているのか教えていただきたいと思います。

それから59ページ、公共下水道事業 特別会計繰出金を3,159万7,00 0円を減額された内容について、単純に 事業が年度末の調整で減ったから、この 繰出金を減らした。また起債が認められ た。そういう関係の中で、約3,160 万円を減らしたというふうに思うんです けれども、もう少し詳しく教えていただ きたいと思います。

それから同じく59ページ、放置自転車等移動委託料で508万7,000円の減額なんですが、この内容もう少し詳しく教えていただけませんか。移動する回数が減ったとか、いろいろあると思うんですけども、508万7,000円というのは大きな金額だと思うので、中身について教えていただきたいと思います。

それから61ページ、狭隘道路整備助 成金で1,000万円の予算を組んでい ただいているんですが、努力したけれど も、全部執行に至らず460万6,00 0円の減額、そういう書き方だというふ うに思うんですけれども、なかなか問題 になっているところが下がっていただけ ないというジレンマみたいなのを感じる んです。助成金の制度で、まだ踏み込め ない部分もいろいろあると思うんですけ れども、今感じておられる問題点など、 建築基準法ではいろいろあるけれども、 実際にはなかなか下がってもらえないし、 寄附もいただけない、いろんなジレンマ があるところについて、今の到達点を教 えていただきたいと思います。

それから同じ道路維持費で、路面性状調査業務委託料で800万円と道路照明灯点検業務委託料で400万円の増額です。どういう中身か具体的に教えていただければありがたいと思います。

それから67ページ、水防費、淀川右 岸水防事務組合負担金、活動の中身につ いて問題提起をさせていただきました。 具体的にその後、今年の予算にどう活か されているのかということを聞かせてい ただきたいと思います。

○野原修委員長 堀参事。

○堀土木下水道部参事 まず道路占用料 についてでございます。平成25年度で 1億円を見込んでおります。大体今の収 入状況を見ますと9,900万円ほど入っ ておりますので、金額で1億円という形 で計上しております。他市の状況でござ いますが北摂7市で北摂ブロック土木主 担者会議をつくりまして、占用料統一と いう形で金額を決めております。北摂7 市の管内は同一単価の占用料という形で 進めてきたわけでございます。占用料に つきましては、平成10年に値上げをし まして、その以後の改定はやっておりま せん。その間に国のほうは占用料区分分 けとか単価の改正を行っております。し かしながら、私どもは去年も北摂ブロッ ク土木主担者会議で検討しておりますが、 どうしても値下げになってくるというこ ともございまして、占用料の単価の維持 という形で、継続して協議をしていると ころでございます。

それから、道路橋りょう費補助金2,200万円の内容でございます。これにつきましては、今年から橋梁長寿命化修繕事業といたしまして、今年度、橋梁長寿命化修繕計画の計画を策定をしております。それに基づきまして、平成25年度から修繕をやっていきたいと思っております。その中で、予算を4,400万円で見ておりまして、国費対象が4,00万円、それの55%の国費がついてくるということで、平成25年度の予算については、国費が2,200万円出るということでございます。

次に、道路維持費の工事請負費で1億 1,500万円の内容でございます。道 路管理課でやっておりますのは、主に道 路の修繕、一部補修、補完的な工事とい う形をやっております。一部につきましては、新規に当たるところもございますが、そういう事業を主にやっているところでございます。道路ができた後の管理が道路管理課になっていくことですので、都市整備部と事前に十分な協力をして、人が少ない折ですが、十分協力をしながら、できたものが皆さんに役立つような形で、事前協力を十分して事業を執行しているところでございます。

あと、繰越明許費についてでございま す。道路補修事業4,100万円と街路 灯修繕事業400万円でございます。事 業の内容がどうなっているんだというこ とございましたが、これにつきましては、 道路補修事業として国費を受けるために、 ひびわれ率が40%、わだち掘れの深さ が40ミリという条件がつけてあります。 そのため、国費を受けるときには、路面 性状調査をするということが条件でござ います。それも合わせて道路補修事業と して4,100万円でございます。街路 灯修繕事業400万円につきましては、 笹子トンネルの崩落事故を受けて、国の ほうから道路ストックの点検について補 助内容の拡大がございました。それにあ わせまして、私どものほうでは、街路灯 の落下防止や支柱の根元の腐食の点検業 務を400万円でやっていきたいと考え ている次第でございます。

狭隘道路整備助成金につきましては、 ご指摘のとおり、私どものほうでいろい ろ、開発の申請されたときには相談させ てもらったり、予算として毎年1,00 0万円を見ておりますので、使ってもらっ て、道路後退という形をお願いしている ところでございます。しかしながら、実 際、該当する箇所が少ないという形もご ざいまして、平成24年度10件の事前 協議がございました。そのうち8件につ きましては該当しませんでした。理由としましては、宅建業者の家を建てるための開発業務、もしくは商店をつくるなり営業用のものを建てるとかいう形でございましたので、該当になったのは2件でございます。それにつきましては、今年度は助成金は執行しておりませんが、来年度、最終的には助成をしていくようになると思います。

○野原修委員長 山本課長。

○山本道路交通課長 それでは、山本委員の1回目の質疑にお答えさせていただきます。

まず、予算書の8ページの債務負担行 為の件でございますけれども、正雀南千 里丘線外2路線の道路改良事業の債務負 担行為でございまして、平成25年度当 初予算には計上はいたしておりませんけ れども、先ほど委員がおっしゃいました 阪急正雀駅前の部分、正雀南千里丘線の 平成23年度に買収した箇所については、 平成24年度で暫定整備を実施しておる ところでございますけれども、その路線 と駅に向かう南北の路線、正雀本町7号 線と14号線がございますけれども、そ の場所で想定として、用地買収、移転補 償等考えておりまして、現在、国費要望 もしておるんですけれども、補助金の内 容が未確定でございまして、満額交付さ れるような場合には、また所有者との交 渉の経過もございますので、交渉に当たっ て満額がつくということになればという ことで、5億5, 100万円を計上させ ていただいているところでございます。

それと指定管理の件でございますけれども、予算書140ページの駐車場管理委託料1億3,588万2,000円でございますけれども、本来でしたら、駐車場につきましては公募というものが望ましいというふうには考えますけれども、

2者で指定管理をしていただいております。それぞれ市が関与してつくった機関でもございますので、また、特に駅ビルの下につきましては、その駅を持っている駅ビルの場所を管理しているということもございますので、その中で、そこに特命が必要ではないかという意見も私どものほうから申し上げているところでございます。

それと巡回バスと循環バスの件でござ いますけれども、市政運営の基本方針で、 平成22年度から市内公共交通の課題を 検討するために地域の事情に即した路線 バス網について検討という言葉から、平 成23年度は、引き続いて検討、平成2 4年度については、秋を目処に一定の方 向ということで、順次いろいろ検討させ ていただきました。委員がおっしゃるよ うに、近鉄バスも、当初から、2ルート になったときから乗客数が減っていると いうことで検討もしているだろうという ことでございました。当時、平成22年 当時にもルート変更という案も並行して 考えておりましたけれども、その中で巡 回バスが無料で走っているところとの不 公平さを何とかできないかということか ら、まず手始めに開始しまして、その後 検討した結果、有料にすることは困難で あろうということになりました。その後、 自治会の方だとか、全自治会との説明会、 懇談会ということさせていただいた中で のご意見を賜って、地元から何か意見は ございませんかということで立ち上げも お願いしたところでございますけれども、 そういう声が上がってこなかったと。そ れでは市のほうで何かできないかという ことで、昨年秋にお示ししましたような 中央環状線西地区を走るような、昼間の 部分だけですけれども、巡回バスのよう な小型の15人乗りのものをということ

もお示しさせていただいたところでございますけれども、同じところに有料と無料ができて、また負担もふえてくるだろうということで、まずは、路線バスである循環バスの乗降者数をふやすことがということで始めさせてもらったものでございまして、一年一応実証させていただいて、その中でまた、改めて検討していくことが必要かなというふうに思っておるところでございます。

それと、自動車駐車場使用料の件でご ざいますけれども、平成23年度も減額 補正をさせていただきました。平成24 年度に当たりましては、駐車場の使用料 の条例改正をいたしまして値上げをいた しました。利用者の利便性向上を図って 使用料収入を増やすという意気込みでさ せていただきました。実際上は、月々で 波はございますけれども、今まで下降ぎ みであったのが平行線程度ぐらいまでに はなっておるんですけれども、料金を値 下げした部分がやはり収入減となってい る現状はございます。ただ、利便性向上 が図れて、周辺の違法駐車防止対策も図 れているというふうには考えているとこ ろでございます。

それと放置自転車等移動委託料の減額の件でございますけれども、平成23年度から競争入札によりまして業者を決定いたしております。平成24年度につきましても、一旦、私どものほうでパワーゲートつきのトラックや、運転手、作業員を付けた設計を行っております。設計を行った中で、現場説明会で入札によって単価が落札されたものでございまして、日数を減らしてございます。私どもが設計いたしますと、額が上がるものですから、その額を抑えるために若干減らしました。撤去台数も年々減ってきておりますので、

日数も減らしたというところでございます。

○野原修委員長 山口次長。

○山口土木下水道部次長 まず、排水路 費におけるポンプの修繕料についてでご ざいますけれども、この件に関しまして は、昨年の8月にかなりの大雨が降りま した。そのときに東別府地区にかなり を表しております。東別府地域には別府 学校東と中央環状線西の2基のポンプが ございまして、そのポンプが平成2年度 に設置されたものでございまして、かな り経年劣化をしております。そのため、 修繕料の予算を計上させていただいております。中央環状線西で1,450万円、 別府小学校東で、1,690万円のポンプ修繕の予算を計上させていただいております。

次に、水路占用でございますけども、 一津屋の三線水路のところなんですけれ ども、決算審査の委員会の後、私も一度 お会いして、話を聞いてもらいたいとい うことで数回行っております。建設会社 の資材置き場になっているけども、一度 作業員の方にお会いいたしました。私の 名刺をお渡ししまして、連絡くださいよ ということで終わっておるんですけども、 それから連絡がございません。それから 私のほうで、土地所有者も訪ねました。 大阪市旭区に在住で、そちらに行きまし ても、土地所有者の方と表札が違うんで す。ですから、市から文書も送付できな い状態でございますので、今現在、それ ではいけないということで、不法占拠の 場所に、早急に撤去してくださいという 文書を掲示している最中でございます。 引き続いて、撤去に向けて努力してまい りたいと思っておりますので、よろしく お願いいたします。

○野原修委員長 樫本課長代理。

○樫本下水道事業課長代理 淀川右岸水 防事務組合の活動内容等につきましてお 答えさせていただきます。

組合費ですけれども、来年度につきましては、今年度より約35万円ほどの減額になるということを伺っております。 内容につきましては事務組合自体のいるとで調査を努力されている。また、の人件費等々で減額を努力されているとで聞いております。年間のことですけれども、年間の行ったは、水防演習等では、水防演習等を行っては、水防演習等を行っては、水防演習等を行っては、水防演習等を行っては、水防演習等を行っては、水防調練を関しましては、水防調練を摂りましては、水防調を摂りましては、水防調を摂りにつきましてがいます。

○野原修委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 し尿処理に係る費用で、正雀下水処理場が平成25年9月末をもって機能停止になり、以降の処理費が増加するということから、吹田市の応分負担として、正雀下水処理場が存続した場合の処理費と、新たな処理費との差額分を負担していただくことになり、本市が負担するものを差し引き、クリーンセンター廃止に係る負担金ということで、平成25年度、2億円が入ってまいります。

し尿処理費でございますけども、近隣の自治体にし尿、浄化槽汚泥をそれぞれ処理していただくということで、処理単価につきましては、今現在、正雀下水処理場で三千数百円ということでございますけども、し尿については、初年度が3万4,000円、浄化槽汚泥については1万7,000円程度を見込んでいます。さらに、し尿については遠方になってまいりますので、し尿収集運搬委託料も増

加するものでございます。

続きまして、神安土地改良区負担金で ございますけども、今年度は1,710 万円、前年度が1,726万円で、16 万円ほど減額でございます。負担金の内 訳としましては、経常賦課金、それから 排水施設の維持管理負担金、こういった ものが主な内容でございますけども、経 常賦課金につきましては、排水の賦課金 と用水の賦課金に分かれておりまして、 これは神安土地改良区域内の本市の排水 区域面積、用水区域面積、こういったも のから排水賦課金、用水賦課金が算定さ れているわけでございまして、前年度と 比べまして、排水面積で言いますと約5, 000平方メートル減少しております。 用水面積でいいますと、前年に比べまし て、約1,800平方メートル減少する と、こういう見込みのもとに、それぞれ の単価を乗じまして、経常賦課金を支払 うということになります。

排水施設の維持管理負担金につきまし ては、前年より約20万円減少いたしま す。この負担金は基本費と作業費に分か れておりまして、基本費については、前 年に比べて数万円の減少、作業費につい ては16万円程度の減少になっておりま す。こういった神安土地改良区に対する 負担金が今後どうなるのかというご質問 ですが、排水面積、用水面積とも下水の 整備もしくは宅地開発等に伴いまして年々 減少しているという状況から、経常賦課 金については、今後も減少していくと思っ ています。一方で、排水施設の維持管理 負担金につきましては、施設も老朽化し ているという中で、定期的な点検とか修 繕が発生するため、大幅な減少というこ とにはなっていかないんですけども、農 地が減れば必然的にこういった施設も徐々 には減っていくので、長期スパンで見れ ば、減少すると考えております。

それから公共下水道事業特別会計繰出金でございますけども、平成25年度は、公債費で元金償還金が増加しているということと、流域下水道の維持管理負担金が増加していることから繰出金が増加しております。補正予算第5号で3,000万円ほど減額しておりますけども、この内容としましては、年度末見込み等から不用額が発生したということで減額にしたものでございます。

- ○野原修委員長 西村課長。
- ○西村公園みどり課長 それでは、山本 委員の1回目の質疑にお答えいたします。

誕生記念植樹の件でございますけれど も、現在、誕生記念植樹につきましては 2つの方法がございます。1つ目は、市 内の公園で1本の記念樹を植樹祭に参加 された全員で植樹するもの、2つ目につ きましては、配付いたします記念樹をお うちの庭等に植えていただくものがござ います。2つの方法につきましては、新 生児の出生届提出の際にご希望を選んで いただくという方法をとっております。 誕生記念植樹祭のほうはだんだん植える 場所がなくなってきているのが現状でご ざいまして、決算審査の委員会でもご指 摘ございましたように、現在行っており ます市場池でも、あと2年でいっぱいと なっております。この事業につきまして は、緑化推進事業で行っておりますイベ ントでございますので、現在、見直しを 行っております緑の基本計画、この中で は公園の検討も行っておりますので、懇 談会の意見もお聞きいたしまして、方向 性を検討してまいりたいと考えておりま す。

- ○野原修委員長 新留課長。
- ○新留都市計画課長 山本委員の都市計画のマスタープラン策定に関する質疑で、

平成25年度は635万9,000円で 作業やっておるということで、これまで の検証と、これからの策定していくに当 たっての方向性についてだったと思うん ですが、このマスタープラン策定につき ましては、平成24年本年度から平成2 6年度の3か年をかけて、現行の摂津市 都市計画に関する基本的な方針というこ とで、いわゆる都市計画マスタープラン の見直しに着手しております。今年度に つきましては、既に市内の人口動向や土 地利用状況などの現況調査を実施してお ります。それから市民参画のもと、庁内 の検討作業部会を実施して取り組んでお るところでございます。このマスタープ ランにつきましては、上位計画でござい ます大阪府の北部大阪都市計画区域マス タープランが平成23年3月に見直し、 改定されております。また、本市の第4 次総合計画も平成23年の2月に見直し をされております。現行の都市計画マス タープランは平成12年に策定され、策 定後10年以上経過し、近年の社会経済 情勢の急激な変化や人口減少、少子高齢 化など、将来予測されている問題に対し まして、住民に最も近い立場である我々 が創意工夫のもと、住民の意見を反映し まして、まちづくりの具体的なビジョン を確立し、あるべき市街地の将来像を示 すとともに、地域ごとの整備における課 題に応じた整備方針、都市生活、経済活 動などを支える都市施設の計画などをき め細かく、総合的に定めることが求めら れてきております。現時点におきまして は、総合計画など上位計画の考え方を取 り入れるとともに、市民意見反映のため、 市民参画やアンケートを実施して見直し を図ってまいりたいと考えております。

それから、都市計画費のJR千里丘駅 西口エレベーター設置事業における3,

000万円の繰越明許費について、なか なか姿が見えてこないと。ちゃんと完成 するのかということだったと思うんです が、JR千里丘駅西口エレベーターにつ きましては、平成23年から平成24年 にかけまして、JR西日本、鉄道運輸機 構、本市との三者協議会で、これまでに エレベーターの早期着手について協議を 重ねてきております。これまで7回ぐら いやっております。この三者間の協議に おきまして、昨年の6月に補正予算を組 まさせていただきまして、予定をしておっ たわけでございますが、その三者間の基 本合意が夏ぐらいには締結できるという 方向で進めておりましたが、実際、この 三者における基本合意が締結できたのが 平成24年の11月になりました。その 後、三者協議によりましてJR西日本が 事業主体となるため、国の国庫補助の事 業計画に係る国土交通省の承認がおりま したのが本年の2月の初めでございます。 平成24年度内での予算執行は困難とい うことで、今回25年度へ繰越をさせて いただいておる状況でございます。当初 は、実施設計のみを予算計上させていた だいておりましたが、今回、実施設計に プラス設置箇所の支障移転工事を追加さ せてもらいまして、この繰越手続により ましてスタートはおくれておりますが、 国庫補助の交付手続の期間短縮が可能と なること、それから実施設計が終わり次 第速やかに支障移転工事に着手してもら うという思いでおるところでございます。

完成時期でございますが、JR西日本 と最終の完成時期については平成26年 度末ということで協議を行っているとこ ろでございます。

○野原修委員長 藤井部長。

○藤井土木下水道部長 それでは私のほ うから若干、補足をさせていただきます まず、1つ目にお尋ねがございました 債務負担行為の正雀南千里丘線外2路線の5億5,100万円の内容でございま すが、このことにつきまして、先ほど山本課長が申し上げましたように、今現在、 国費要望をしておる状況でございます。 内容といたしましては、中身全てが用地 購入費及び補償費でございます。とでございますので、国費要望が全て認められた時点におきまして、その直近の議会におきまして、まず、その予算を確定させていただいてから事業を進めていただいてから事業を進めていただいてから事業を進めていただいてから事業を進めていただいてから事業を進めていただいてから事業を進めていただいてから事業を進めていただいてから事業を進めている。 100万円の債務負担の内容でございます。

続きまして、バスについてでございま す。ご指摘のように、もう3年が経ちま した。鳥飼方面を走っております公共施 設巡回バス、これは無料で運行させてい ただいております。1,000万円の補 助金を交付している近鉄バス、これは路 線バスでございます。この辺について不 公平感があるではないか。要は巡回バス は無料、路線バスは有料だと。まず何回 も申し上げておりますように、取り組み ましたのは、公共施設巡回バスのほうに 何とか費用をいただけるような内容にで きないかということで、かなり取り組ん でいったわけでございますけれども、こ のときにどういうふうな現象が起こった かといいますと、例えば阪急バスにおき ましては路線バス化はできますけれども、 その中身においては、全て摂津市で補償 願いたいと。例えば2,000万円かか れば2,000万円の補償をお願いしま すということが第一の条件でした。それ と、公共施設巡回バスの方々にアンケー ト等をとりますと、有料になると乗らな いというような意見もいただきました。

ということになりますと、お金をかけて 路線バス化しても、乗っていただけない ようなバスが運行されるようでは、これ も困るということから、先ほど山本課長 も言いましたように、市内循環バスのほ うに無料バスを走らせないかというよう なことにも取り組みました。以前の建設 常任委員協議会でもお示ししましたよう に、別府方面を中心としまして千里丘駅 方面に走ろうかというようなこともつく ろうとしたわけなんですけれども、その ときにおきましても、市内循環バスのほ うが、減便とか撤退とかいうような話で、 また費用がふえてくるというようなこと もありまして、結果的には、現在の1, 000万円の補助を行っております。

1,000万円をフルに活用していた だいて、もっと乗客がふえるような方向 で、3月18日から改定いたしますルー ト変更及びダイヤ変更、これは議員の方 全員にご配付した内容ですが、最低1年 は取り組みまして、それを検証していっ て、我々が期待しておりますのは、現在 約1万人の方が乗降しているわけなんで すけども、それ以上の需要が見込まれる という期待を込めて、3月18日からの ルート変更、ダイヤ改正に持っていきた いと、こういうふうな内容になっておる ということです。ただ、今後におきまし ても、引き続き、先ほど委員がおっしゃ いましたように、豊中市では65歳以上 の方に回数券を配布したということもあ ります。福祉の面で何かできることがあ るのかとか、我々が担当しているのは福 祉ではございませんけれども、市民の交 通の利便性確保という観点に基づきまし て、まだ検証は続けていきたいと、検討 も続けていきたいと、こういうような思 いでございます。

それと、新設道路は都市整備部で、そ

れを受け持つ管理が土木下水道部という ような内容で、委員がおっしゃったわけ でございますけれども、現実といたしま して、例えば千里丘三島線、これは都市 計画道路でございます。そういうポイン トですみ分けいたしますと、都市計画道 路においては都市整備部のほうで都市計 画に基づいてつくっていただき、そして 都市計画に基づいてつくっていただいた 部分を受け継いで道路を担当する土木下 水道部で管理していくと、これが基本的 な考え方です。では、なぜ千里丘三島線 は土木下水部で担当しているのかと申し 上げますと、現在の都市計画決定は阪急 電車をまたぐ、かなり幅広い都市計画決 定で、阪急電車京都線の連続立体交差化 も見据え、それと同時に千里丘三島線の 都市計画内容を見直そうということで、 今現在考えておりまして、その折までは、 この計画決定変更ができないということ も決まっておりますので、最大19メー トルという幅員を決め、道路区域をまず 定めまして、これは事業区域も決定して おります。今現在やっておりますのは、 道路事業として施工しておるというよう な内容ですので、土木下水道部がやって おるというようなことです。逆に都市整 備部のほうで上げられてますのが、新在 家鳥飼上線です。これは今回も上がって ますけども、都市整備部のほうでかかわ る道路と、こういうふうなことで、きちっ と協力のもとやっておるというような現 状でございます。

それと補正予算書の6ページの繰越明 許費について、この内容をもう少し具体 的に説明させていただきます。これは2 1日の本会議初日にお配りいたしました 3枚目の図面に、補正予算の箇所という ものを示させていただきました。これは 地域の元気臨時交付金が入っておるとい うのが、この補正予算書で示させていただいてます箇所で、道路補修事業4,100万円の箇所を示しておると、こういうような内容でございますので、よろしくお願いいたします。

○野原修委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 公共下水道事業特別会計繰出金の説明の中で答弁が漏れておりました。資本費平準化債との関係で繰出金が今後どうなっていくのかというようなご質問であったかと思います。

資本費平準化債につきましては、平成 16年度から元金償還金と減価償却費相 当額の差額を起債しているものでござい まして、今後もこの資本費平準化債が必 要であり、中期財政見通しでも予定され ているところでございます。この資本費 平準化債は10年目に元金の残りを一括 で返還しなければならないということか ら、平成26年度から、資本費平準化債 の償還額が急増いたします。この増加分 については、借り換えを予定しており、 一般会計のほうも、公共下水道事業に対 する繰り出しというのはこれ以上ふやす ことはできないと言われており、基金の 温存を図っているというようなこともご ざいまして、資本費平準化債は今後も必 要という認識でございます。10年目の 元金の残額の一括償還も借換債で対応し たいというのが今の考え方でございます。 繰出金としては、今後も現状程度、二十 数億円程度の額になると考えているとこ ろでございます。

○野原修委員長 吉田部長。

○吉田都市整備部長 今後の道路事業に向けて問題はないのか、不適合な部分が発生しないかということで、都市整備部の名前を出していただきましたので、私のほうからも現状をお話したいと思います。

委員ご指摘のとおり、職員の数も相当減っており、増員にはなかなかならないであろうということと、もう一つ私自身が危惧しますのは、用地買収においても、技術の継承、そういうことが今後大きな課題になるだろうと思っております。ただ、現在の状況ですけども、都市整備部としては、先ほど藤井部長からもありましたように、新設道路を軸にして我々は事業に取りかかってると。交通安全対策、維持なりの部分につきましては土木下水道部というすみ分けをいたしております。

ただ、新設道路につきましては、必ず 土木下水道部の道路担当との協議を積み 重ねた上で事業を現在も行っております し、円滑に新設道路を引き継いでいただけるような取り組みの中で、双方が意見を出し合って整理をしていくということがございます。だから、その部分については、今後も、これがあるべき姿かと思っておりますけども、ただ、今後、阪急事業がございますので、そういう部分につかましては機構改革の中でどうなるかわかりませんけど、我々都市整備部としても、 庁内でどうあるべきかを議論すべきと思っております。

○野原修委員長 山本委員。

○山本靖一委員 道路占用料の関係は、 固定資産税が下がってきておるというふ うなことで、持ちこたえているのが精いっ ぱいというふうなお話だと思うんですけ ど、この間、いろんな開発もありました。 随分電柱も立ててます。市道認定をして、 市の財産になっている土地もふえていま すから、全体としてどういうふえ方をし ているのか、それから今年、開発も恐ら くまた上がってきますし、その辺をどう いうふうに見ておられるかお聞きをした いと思います。 それから、道路橋りょう費補助金2, 200万円について、図面に記載しているということで部長から示していただいたんですが、橋梁長寿命化修繕計画をもって、進めていくというお話ですけれども、今後とも、この補助金がおりてくる保証はないと思うんですけれども、予算のつけ方とか、そういうことについて、どういうふうにお考えなのか、もう一度改めてお聞きしたいと思います。

それから、今それぞれの部長から道路 の新設と維持管理の関係で、常に連携を して協議をし、何の問題もないと。そう いう趣旨のご答弁だというふうに受けと めたんですけど、本当かなというふうに 率直に思うんです。これは原課が問題意 識を持たないと、機構改革にならないだ ろうというふうに思いますし、職員はな かなかしんどさを表に出せない部分があ るのと違うかなというふうに率直に思う わけです。これからまた、さっきおっしゃっ たように、連続立体交差事業の関係で、 力点がそっちに行ってしまうと、また人 が割かれるというふうな、こんなことに なってくる。しかし、開発は上がってく る。開発協議についても権限移譲されて、 いろいろ窓口としては仕事がふえてくる。 それはきちっと対応していかなければな らない訳で、いろんな厳しい体制になっ てくるわけです。そうすると、分かれて いる部署が都合を聞きながら集まって協 議するということよりも、一つの部の中 に確立していく方向が望ましいのではな いかと、私は思ったりはするんですけれ ども、現状の中で問題意識を持たなけれ ば、機構改革にはつながらないし、市民 のサービスに還元していくということも なかなか難しいのではないかと思います。 スピードの関係もありますし、丁寧さの 問題もありますし、それから職員の労働

条件の関係も出てくると思うんですけれども、とにかく問題があっても流していまうというか、そういう方向に流していくんじゃないかと、いろいろ問題があるのではないかなと思うけれども、言えば自分の所へ返ってくるということにも可ながっているんじゃないか。乱暴な議論なんですけれども、そういう実態があるのではないか。したがって、今持っている体制の中で問題点の整理、それから問題意識というのがないのか改めてお聞きをしておきたいと思います。

それから、狭隘道路整備助成金につい て、10件が上がってきたけれども、8 件は対象にならないということでした。 問題になっているところは、全く手つか ずの場所です。さかのぼってはできませ んけれども、何とかしたいというところ が幾つかあると思うんです。それがその ままに残っている。正直なところが後退 しなければならない、市民の中にこんな 不公平を生んでいる。いろんなことが、 また役所内に返ってきて、指導できない という悪循環になってる。これは同じこ との繰り返しをどこかで断ち切っていく 必要があります。そのために狭隘道路整 備助成金として積極的にお金を出して協 議してください。さかのぼっての指導は ほったらかしにしてしまうということじゃ なしに、そこへの指導をどういうふうに していくか、目をつぶっていくというこ とじゃなしに、そういう姿勢をどういう ふうに今持っておられるか、改めて聞い ておきたいと思います。

それから、債務負担行為の正雀南千里 丘線外2路線の5億5,100万円について、これは用地買収費等ということで、 国費を引っ張ってくるために、これはど うしても必要な作業ということで受けと めたんですけれども、2分の1としても

2億8,000万円ぐらいは自前で持た なければならない。さらに道路の建設と いうようなことになってくると相当大き な金額になります。危険な状況は私もよ く知ってますし、何とかしなければいけ なという思いがするんですけれども、こ の時期にそういう姿勢を貫いていくとい うのは、もう少しいろんな意味の検討が 要るのではないかというふうに思うんで す。特に人の動線が物すごく変わってき ています。そうすると、何回も同じ話を しますけれども、府営住宅の前の広場を 活用していく、十三高槻線ができ上がっ た段階のこととかをトータルに考えてい く必要があります。道路が広くなって、 安全になる、これは大事なことなんです けれども、今の摂津市の財政状況から見 ていったときに、外に策はないのかなと いうふうな思いがするんです。そうして 国の費用を引っ張ってきて、何とかした いという、そういう思いは理解できます。 しかし、いろんな物差しの当て方、これ から10年先の人口の動態とか車の流れ とか、いろんなことを総合的に見ていく、 そういう時期に来ているのではないかと いう思いがするんです。実際に人口がふ えていくか、正雀の状況見ていったとき に、もっと違った活性化の仕方というん ですか、違った視点があるのではないか と。商業というふうなことにはなかなか いかないと思いますので、この道路が起 爆剤になれば、それはそれとして認めま すけれども、いろんな角度から議論して いく。この5億5,100万円に担当と しては、そういう思いがあるかもしれま せんけれども、摂津市全体として見ていっ たときにどうなんかなというふうな思い はするんですけれども、改めてそういう 議論はなかったのかということをお聞き しておきたいと思います。

それから、駐車場管理委託料について です。指定管理者で、担当としては市が 関与したそういうところであるから、こ こにお願いをしていきたいというふうな 思いをお聞きしましたけれども、民間に 委託したらいいと、そんな乱暴な話では なしに、民間と競争していただく力をつ けていただくということが必要になって くると思うんです。この間、いろんな努 力をされてきたというふうには思うんで すけれども、その努力が本当に指定管理 者ということで、競争に打ち勝てるよう な状況になっているのか、この委託をさ れているところがどんな努力をされてき たのか、頑張ってこられたのか、その点 について聞かせてください。

それから、バスの関係です。市長の発 言で当初に約束されたということには重 いものがあると思うんです。これで終わっ たという、そんな返事はなかったので、 1年間見ながらというふうなことで受け 取りましたけれども、今できることで言 えば、例えば、吹田市からJR千里丘駅 まで阪急バスが以前は入ってきてました。 これが復活できないかということも思い としてはあるんですけども、いろいろ働 きかけていただいたけども、採算面で乗っ てこなかったというような、そんな経過 があったというふうには思うんですけれ ども、改めて、例えば幾らかの補助金を 積めば入ってきてくれるのか、いろんな 交渉事があると思うんです。近鉄バスに 1,000万円補助金出しているんやっ たら、その需要も見ていかないけません けれども、いろいろ思い浮かばないかな というふうな思いがあるんですけれども、 この点はいかがでしょうか。

それから自動車駐車場使用料について です。値下げの結果によって利用してい ただける方の推移、どういう変化が起こっ ているかということお聞きしたいと思います。

それから、ポンプの修繕、これは金額を教えていただいたんですが、業者選定は一般競争入札になるんですか。ポンプをつくっている業者は結構ありますから、そういうふうに持っていくんかなと思うんですけれども、東別府の雨水幹線がこれから工事に入っていきます。これは長らく活用していかなければならないものだと認識しているわけですけれども、改めて、この耐用年数、それからまた入札とかということについても聞いておきたいと思います。

それから水路の不法占用の関係です。 これは何回も行ってるが反応が無いとい うようなことですから、市も我慢の限界 があると思うんです。市民の方に対して、 市として頑張っている姿を見せていただ きたいと。これはいろんな方法があるわ けです。代執行だってあるわけです。連 絡の取りようがないということで苦労さ れているようですが、今までも大体同じ パターンなんです。今までに不法占拠と いうのはなかなか相手が見つからないと かいうようなことで来られた、これは過 去の経過調べていただいたらわかると思 うんですけれども、しかし市としての姿 勢をきちっと見せていくというのは必要 だと思いますので、ここだけに限らず、 一定の期限を切って、市がきちっとした 姿勢を見せていく、そういうことをして いただきたいと思います。

それから、淀川右岸水防事務組合の活動です。35万円ほど減額になったということなんですけれども、廃止をせよとか、むだ遣いをしたとか、そんなことではなしに、組織の活性化みたいなものをだれが提案していくのかということなんです。参加されている方は一生懸命やっ

ていただいてますし、活動の中身について、これだけ頑張っているというふうな思いもお持ちだと思うんですけれども、実際に、人の関係でいえば、もっとボランティアに頼むとか、いろんなやり方のまと思うんですから、ですから、ですからな水防組合のあり方について、というないと思うんですけれども、60万円近く負担金を出してるんですから、そのお金の使い方について、自分からがどういう問題意識を持っているからがどういう問題意識を持っているからの現状の水防組織の組織でいいというなけてください。

それからし尿処理の関係でクリーンセンター廃止負担金で2億円の歳入を組みました。金額については、いろいろと経過もありましたが、入ってきたお金はどこへ歳出として出ていくんでしょうか。どんな経過をたどって、どういうところにこれから出ていくのか、気になるところなので教えていただきたいと思います。

それからし尿収集運搬委託料です。これは遠いところへ行くわけですから、ふえることは仕方ないと思うんですけれども、石川参事がいろんな苦労をして交渉していただいているのはよくわかります。本当にご苦労されたというふうに思うんですけれども、今年の交渉の結果、遠いところに行くことになったけれども、し尿収集運搬委託料について、どういう状況なのか教えていただきたいと思います。

それから公共下水道事業特別会計繰出 金の考え方です。淡々と状況だけを教え ていただいたんですけれども、平成26 年度から資本費平準化債の一括返済が始 まってきます。借り換えということで、 これが年々ふえていくということになる わけですか。こういう姿をいつまで描い ておられるのか、毎年元金としては減っ てますから、全体の姿が見えてくるのか なというふうな気もするんですけれども、 随分、摂津市にとっては重い負担だと思 うのですが、全体的な議論がどうしても 必要になってくるというふうに思うんで すけれども、いかがでしょうか。

それから、神安土地改良区負担金につ いて具体的にお聞きしました。淀川右岸 水防事務組合の関係で言いましたように、 必要経費というのはどうしても出さない といけませんから、それを削り込んでい くというのはできないと思うんですけれ ども、全体として組織のあり方というも のが求められてくると思うんです。ずっ と長い間、役割を果たしていただきまし たけれども、時代の変化に合わせて組織 のあり方、お金の使い方というのは、出 していく側から問題を提起しなければ、 なかなか改善につながっていかないので はないかなというような気がするわけで す。したがって、どういう問題意識を持っ ておられるか、全く今のままでいいのか ということを改めてお聞きしたいと思い ます。

それから、誕生記念植樹の関係です。 これもいろいろ今、苦労されているんですけれども、見直して何年ほどもつ予定ですか。公園とかいろんなところ、活用しても、何年ぐらいもつというふうに認されているのでしょうか。その時期になってから考えるということではなしに、こういう時期から、時間のあるときいうらいられても、廃止するというのは大事なことだというるということもなかなか厳しい状況でないらいうこともなかなか厳しい状況ですから、いきなりということではなしに、なく皆さんから意見を聞いていくという、そんな代替の方法も、緑化というのは物 すごく大事なことです。その辺の方向に ついて、もう一度聞かせていただけませ んか。

JR千里丘駅西口エレベーター設置事業について、これは随分頑張って交渉していただいた結果がこのことにつながってきているんだというふうに、改めてこれは感謝したいと思うのですが、1日も早い設置が皆さんの希望だと思いますので、改めてそのことをお願いしておきたいと思います。

○野原修委員長 暫時休憩します。

(午後 0 時 5 7 分 再開)

- ○野原修委員長 再開します。堀参事。
- ○堀土木下水道部参事 山本委員の2回 目の質疑に答弁させていただきます。

まず道路占用料の問題でございますが、 開発による関西電力の電柱占用本数の増加につきましては、開発行為等で道路が 移管される場合、認定されるまでは法定 外公共物という形で管理しております。 そのため、その期間内の分は、占用料と して既に徴収しております。年度途中で したら差額分を上乗せした1年分の占用 料が発生しますが、新たに開発での増減 は組んでいないような状況です。

見込みなんですが、占用料の増減の最近の傾向といたしまして、ふえていくのが、大阪ガスが新たにガス管を入れた箇所、それにつきましてはふえております。それで、一番変動が大きいのは毎年出てます一時占用料、来年度は約90万円ほどみておるんですが、これがまた前後する可能性が多いと考えられます。

もう一つ減額を見込んでおりますのは、 有線音楽放送施設です。年度ごとで40 万円弱の減額という形が見込まれており ます。 次に、橋梁長寿命化修繕計画を進める ための道路橋りょう費補助金2,200 万円について、これは継続するのかどう かということでございます。

橋梁長寿命化修繕計画では、一つの大きな目的として事業費の平準化という形がございます。中期財政計画で一応4,000万円という形を上げさせていただいて、事業に進みたいと考えておりました。ただ、この55%として2,200万円という形の国費要望、これはしていきたいと思っております。現状、各市が全部同じ時期に取り組んできます。それについて、国からの割り当て額が大阪府にどれだけくるか、これによって減額していく可能性があるというのは、委員がご指摘のとおりでございます。

あと、道路の管理の問題、また新設の問題という形があります。道路管理課は3つの係があり、道路管理、維持作業やっております。管理の部分は道路が延びればその分、ふえてきますし、問題がたくさん出てきております。それに対処していくのにはなかなかしんどいことが出てきております。人をふやして欲しいということも要望しておりますが、なかなか現状はふえてこないこともございますので、各係の作業分担で協力しながら進めていきたいと思っております。

それから、狭隘道路整備助成金の件で ございます。本年度10件あって2件が 助成対象となって、あと8件ございまし た。これにつきましては、狭隘道路の整 備という形で側溝整備はしていただいて おります。4メートルの舗装と側溝の整 備はしていただいております。ただ、そ の管理の方法として自主管理するという 形とかが出てきたり、帰属はするが、業 者の店舗や戸建住宅等、適用できなかった た、助成金が適用されなかったというふ うな状況でございます。

茨木市に行って相談をしたこともあるんですが、道路の線形について、4メートルの道路ができたらそれでいいとされているんですが、道路管理者としては通行が安全にできる道路の線形、これを目指したいと思っております。これにつきましては、開発が行われる箇所につきましてもお願いしております。ただ、既に建築基準法に基づく4メートルの道路があって、そこで開発するのはどうだということになってくると、なかなかいい返事はいただけないというような状況でございます。

しかしながらやっぱり、まちづくりの 上では同じ幅の道路、線形が通った道路 が必要だと思いますので、今後も指導と 要望を相手方のほうに続けていきたいと 思っています。

○野原修委員長 山本課長。

○山本道路交通課長 それでは、山本委員の2回目の質疑にお答えさせていただきます。

正雀南千里丘線外2路線の5億5,1 00万円の債務負担行為の件でございま すけれども、今までいろんな議論ができ なかったのかというお問いでございまし た。以前にはまちづくりの中でいろいろ 議論がされてきた経過がございますけれ ども、実際の実現には至っていなかった と。十三高槻線も工事が始まった中で、 平成19年から駅前が狭いと、狭小な道 路だということで、私どものほうで、当 時の道路課のほうで所管いたしまして、 用地交換によって一部土地は確保いたし ております。その中で、阪急正雀駅前に つきましては、道路利用者の安全確保の ために、時期を逸することなく取り組ん でまいりたいということで、今、進めて おるところでございますので、よろしく

お願いいたします。

指定管理の件でございますけれども、 民間としての努力というお問いであった かと思うんですけれども、現在、ビルの 管理と一体管理として、防災面の管理も 一緒にしていただいている経過もござい ますし、民間でございますけれども、市 から人が行っていた事もございまして、 周辺の方には市同様の形で見られている んだと、私らも市の立場でやってるんだ というような形でも努力していただいて いるところでございまして、また駐輪場 につきましては、顔の見える形でのきめ 細やかな対応をさせていただいていると ころでございまして、仕様変更等見直し を図りまして、減額に努めているところ でございまして、今回の予算の中でもあ りますように、指定管理料の中で債務負 担行為、上げさせてもらっておりますけ れども、平成25年度は1億4,534 万8,000円、上がっておりますけれ ども、実際上、予算に上がってますのは 1億3,588万2,000円と、90 0万円強の減額を図っているところでご ざいます。

それと、バスにつきましてですけれども、今までどういう努力をしてきたのかというお問いでございました。吹田市からJRのガードを越して来ておっちり年ごろに起点を変更することによって路線間で、で、立ちます。平成21年9月にJR千里丘のガードが対面通行供用されましたけるというお話も阪急バスにさせていたが見込めるかどうかというお話もでされていたが見込めるかどうかというお話もござがましたし、今、阪急バスでは吹田の市内線、山田とか千里中央からJR岸辺駅に通っ

ている線がございます。また、メゾン千 里丘線という茨木市のほうから来て、J Rをくぐって東の広場にくるものもございます。また、すいすいバスも走っておりまして、大阪高槻京都線には3本の路線が走っておるという状況でございますので、なかなか新たなものは難しいと思っておるところですけれども、機会をとらえて要望しておるところでございます。

駐車場使用料の推移ということでございましたけれども、やはり値下げによりまして収入は少なくなってはおりまし。利用者増を見込んでおりましたけれども、7月から値下げしておりまして、4月、5月、6月の減りぐあいよりも減少率は少なく、ほぼ同じぐらい、昨年度よりもはまで戻りました。また、10月、12月、1月につきましては、昨年度より利用者数はふえている状況にございますけれども、あとモノレール摂津駅と南摂津駅につきましては、使用料がふえている状況になってございます。

○野原修委員長 山口次長。

○山口土木下水道部次長 別府小学校東と中央環状線西のポンプでございますけれども、通常の耐用年数はまず15年から20年というふうに伺っておりますけれども、本ポンプ場は平成2年に更新させていただいておりまして、もう既に22、3年経過しておりますので、今回更新工事をさせていただきます。

それとこのポンプ場ポンプは二つとも 1,000万円以上でございますので、 一般競争入札でする予定でしております。

それと、平成25年度から東別府雨水 幹線実施設計を予定しております。その 後、工事にもかかっていきますけれども、 その工事が終わりましたら、時間降雨5 0ミリに対応できますけれども、それに 加えてこのポンプで対応してまいりたい と思っておりますので、よろしくお願い いたします。

それと、水路の不法占用でございますけれども、先ほども話をさせてもらいましたけれども、今は現場に速やかに撤去するように文書を張らせていただいておりますけれども、今後は地主及び不法占用者に対しまして行政指導文書、これは法律に基づかない文書ですけれども、出させてもらいまして、その後、摂津市法定外公共物の管理に関する条例で指示書を出させてもらいます。その後、弁護士とも相談をしながら、行政代執行も視野に入れて対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○野原修委員長 樫本課長代理
- ○樫本下水道事業課長代理 山本委員の 2回目の質疑の、淀川右岸水防事務組合 の件につきましてお答えさせていただき ます。

淀川右岸水防事務組合は、摂津市の中では防御区域としましては淀川と安威川左岸、安威川右岸で神崎川の一部、約13.7キロメートルを防御地域としております。この長い区間を私どもだけで監視するのは到底人員的にも無理なものがあります。そのために、どうしても水防事務組合の団員さんの力を使って、それから水防事務組合の資機材を使った中で防御に備えてまいりたいと考えているところでございます。

そのためには事務組合と連携を密にしながら、また私どもとしましても、随時即応で対応できるような、そういうようないろいろ要望する点はございますけれども、その辺は話をしながら、また協議をし合って確認しながら、今後とも連携を密にしていきたいと、パートナーシップをとってやっていきたいと考えており

ます。

○野原修委員長 石川参事。

○石川土木下水道部参事 し尿処理の関係のクリーンセンター廃止負担金、2億円でございますけれども、平成25年度については、減債基金に積むということでございます。これは正雀下水処理場のでございます。これは正雀下水処理場のはならない、その元利が大体2億5,000万円あるということ、さらには吹いまるとで、大人2億円には近くでで、これが大体2億円になります。こういった中で、2億円は基金に積んでおくということでございます。

次に、し尿収集運搬委託料の内容でございますけれども、上半期はクリーンセンターのほうで処理を行いますけれども、下半期については他の自治体で処理することになっております。その関係で上半期と下半期の委託料を変えております。

上半期につきましては、基本委託料、 これは2台収集に必要な委託料というこ とで、これが1台当たり月142万円。 対して下半期は10万円増額しまして1 52万円としております。

次に、作業委託料、これが上半期が1世帯当たり月70円、これについては下半期も変わりません。70円で同額でございます。

あと従量分でございますけれども、上 半期については1リットル5円としてお ります。下半期についてはこれを8円に しております。

上半期5円にしましたのは、もともと8円という単価でございましたけれども、定期収集の中で従量分も汲み取っているという実態がございましたので、そうい

う実態を見ていく中で8円という単価を 5円に切り下げたという経緯がございま す。

下半期につきましては、できるだけ定 期の収集の中で従量分も対応したいと考 えております。定期収集は1日1台で2 往復を考えておりますけれども、この中 に従量分もできるだけ入れていき、その 場合には従量分の5円はなくなります。 8円払うのはどういう場合かと言います と、これは2台で対応できない、3台目、 4台目が必要になった場合に支払うこと にしております。さらにその場合には、 最低の運搬料ということで1台1回当た り6、000円を支払います。これはど ういうことかと言いますと、少量であっ ても3台目をもって処分先まで運搬する ということについては、当然それにかか る人件費であったり燃料費、通行料とい うものが発生しますので、そういったも のを積み上げて、最低6,000円は1 台当たりお支払いしましょうと、こういっ た委託契約を予定しております。

次に、公共下水道事業特別会計繰出金でございますけれども、資本費平準化債を平成16年から発行しております。当初の10年間で3年間据え置きがございますから、7年間は年間6%の元金を償還するため42%となり、10年目に58%の残りを一括で償還するものです。ただ、この場合には一般会計で財源手当はできませんので、これは借り換えを予定しております。

こういったことをやっていきますと、 平成28年に公債費が約50億円となり ますが、そのうちの6億円ぐらいが借換 債を財源にしているものでございます。 それ以降、公債費は減少していくと考え ております。起債の償還年限が30年と なっておりまして、昭和60年代は起債 が10億円から20億円ぐらい、公共と 流域を合わせて10億円から20億円ぐ らいの発行額で、昭和63年に30億円、 平成2年には40億円、平成3年には6 0億円、平成4年、平成5年と50億円、 さらに平成6年、平成7年で40億円ぐ らいの発行額というふうに、このあたり が下水道工事のピーク期でございまして、 こうしたピーク期の発行額が40億円、 50億円、60億円というような額でご ざいます。こういった償還が終われば、 資本費平準化債分を除く公債費について は大きく減少します。今後は起債発行額 にもよりますけれども、当時のような多 額の起債発行は予定してはおらないとこ ろでございますので、傾向としては平成 28年をピークに公債費も徐々に減少に 転じるのかなと考えております。

あと、神安土地改良区の組織のあり方で、どういう問題認識なのかというお問いでございますけれども、神安土地改良区では用排水路の維持管理ということを主にやっていただいております。これに加えまして、最近では水路を活用したまちづくりということにも力を入れておられます。これは本市にとっても大変ありがたいと言いますか、本市も水路がかなりございますので、水路を活用したまちづくりということについて本市も期待しているところでございます。

一方で、コスト削減についても神安土 地改良区で取り組んでおられます。現在 職員が22名おられると聞いていますけ れども、土日等にいろんな催し物があっ て、出ていかなければならないという中 で、ほとんど毎月のようにそういった催 し物があるとも聞いております。そういっ た中で、人員をふやしたいというような 考えもあるわけなんですけれども、これ については代休というような形で、今の 人員で何とか対応しようと努めておられます。

神安土地改良区も努力はされてますけれども、さらにコスト削減に向けて本市も神安土地改良区の負担金が減るような方向で今後とも協議をしていきたいと考えております。

- ○野原修委員長 西村課長。
- ○西村公園みどり課長 山本委員の2回 目の質疑にお答えいたします。

誕生記念植樹でございますけれども、 あと何年ぐらいというお問いでしたんで すけれども、市場池では、先ほどから申 しておりますとおり2年でございます。 その隣の市場池オアシス広場、こちら側 からも植樹をしてほしいという要望もご ざいます。ですから、そちら側ではあと 3年ぐらいできるかなと。

それからあと、大きな公園、ふるさと 公園ですとかせんだん公園ですと低木を 移植いたしまして、あと2本ずつぐらい の植樹は可能と思いますけれども、移植 までして植樹祭をするかという点もござ います。また実際、植樹祭の申し込みで ございますけれども、年に150から1 70件の方がございまして、来場はその 半分程度、70から80名の方がご来場 されているという状況でもございます。 ですから、申し込みをされます出生届の 際や植樹祭に参加されている方につきま して、アンケートなどを含めまして懇談 会へ図ってまいりたいと。懇談会のほう には花いっぱい活動の団体とか緑化の団 体の方が来られておられますので、この 辺の意見もお伺いして決定してまいりた いと考えております。

ただ、植樹祭の申し込みにつきましては、年中受け付けして、連続しております関係上、方向性が決まりましても、そのあと1年は同じ方向で続けないといけ

ないだろうと考えております。

- ○野原修委員長 山本委員。
- ○山本靖一委員 幾つかまたお伺いした いと思います。

道路の問題、少数で対応しているとい うことですが、都市整備部のほうでもい ろんなことが権限移譲されて仕事がふえ てきている。その中で現状のメンバーで 本当に対応できるのかというのは、なか なかもう率直に言えば厳しいことがある のかなと。道路の維持補修も、老朽化し てきたところで仕事が増えている。そう すると、これ以上、人はふやせないとい うことであれば、組織の効率化とかいう んですかね、もう少しいろんな工夫もあ るのかなと改めて想ったりするんですけ ども、絶対的な人はふやせない中で、知 識の継承もしていかなければならないと いうことで、いろんな面で、もう恐らく 限界にきているんではないかなという思 いがするんですね。十分ですというふう に、担当としてはそう答えるしかないか もしれませんけど、本来あるべき姿とい う点で言えば、いろんな形態が考えられ ます。例えば、大阪府や他の自治体では 組織内のグループ化をして、お互いに目 常的に仕事をこなしているようなことも あります。それから仕事の整理の仕方な ども、やっぱりこれは幹部の方が考えて いただいて、問題提起をしていくという ことでしか前へ進まないという思いがし ます。改めてその点、都市整備部長、そ れから土木下水道部長の考え方を示して いただきたいと思います。これは政策に なるかもしれませんけれども、原課から の発信というのは非常に大事な問題を含 んでいると思いますので、この点、もう 一度聞かせていただきたいと思います。

それから、狭隘道路整備助成金につい て、法律に基づいてでやっていただきた いというのと、それからこれまでそうい うことを法律がありながら守らなかった 人たちに対してどうするかというので、 今残っている所については、何回指導し ても、そのままにしているという、放置 していると。これは、建築基準法の改正 がされた経過の中で、指導できないとい うしんどさもあろうかと思うんですけれ ども、この辺の問題をどういうふうに整 理していくべきなのか、都市整備部とし て建築基準法の問題だけではなく、改め て狭隘道路の問題であるとか、それから 開発協議基準の見直しの問題とか、そう いう中でフォローできる課題がないのか ということを改めてお聞かせ願いたいと 思います。

それから、正雀南千里丘線外2路線の 5億5,100万円の債務負担行為につ いて、これは国との協議ということで、 どうしても安全を確保していくという点 で機を逃してはいけないという思いはよ く理解するのですが、であれば、この道 路をどういうふうな形で正雀の活性化に 結びつけていこうと考えておられるのか。 道路改良事業ということで国を説得する ためには、この道路がどれだけ必要なの か、重要なのか、どんな意味を持ってい るのかということをプレゼンテーション しなければ簡単に国は応じててくれない というふうな私は思いがするんですけれ ども、国費を受けるために、どんな方法 で国のほうに訴えてこられたのかという ことを聞かせていただきたいと思います。

それから、指定管理者の問題、それからバスの問題については、これは市として市民の要請に応えられるような努力をしていただきたいと思います。苦労していただいているというのはよくわかるんですけれども、しかし実際に形になってこなければ、これは何回言うても一緒で

す。バスの問題については市長があれだけ約束しはったのに、何の答えも返ってきてない。担当も苦労されてきたということもわかりますけれども、改めて形ができていくような、さらなる努力をお願いしたいと思います。

駐車場使用料の件では値下げによって 利用者がふえてきているというふうなこ とですが、引き続き見ていきたいという ふうに思っています。

ポンプのことはもう結構です。

水路の不法占用の問題、これからいろいろと手を打っていくということですが、やっぱりスピードの関係で、市の姿勢が見えてきますので、確かに弁護士との相談とかいろいるあるかもしれませんけれども、長い経過もあるわけですが、向こうもほったらかしにしているわけですから、こういうことについては厳しく対応していくという、そういう対応策を打っていただきたいということをお願いしておきます。

それから淀川右岸水防事務組合の関係、 これは何回も言いますけれども、今、い ろんな訓練をされているというのはよく 知っています。なくしたらいいとか、そ ういう意味じゃないわけです。本当に今 のこういう異常気象の中で、対応できる のかなという点で、土のうも水防倉庫の 中に持っておられるんですけれども、人 力でということには単純にはならないと 思うんです。重機を使って搬出したりと か、即応性を持った、そういう組織に強 化をしていくということだって、問題意 識としてあるんだと思うんです。水防倉 庫の資機材だって、今の状況に合うのか なというふうな思いもするんですけれど も、市として淀川右岸水防事務組合の組 織のあり方、それから資機材の問題、こ ういうことについて全く問題意識があり

ませんか。感じておられることがあれば ぜひ聞かせていただきたい。私はいろん な思いを持ってるんですけれども、そう いう状況で十分機能して、大丈夫ですと いうふうなことが言えるのかどうか。

資機材の問題でも、予算を下げたらいいということではないと思うんです。生きたお金を使っていただきたいと、そういう思いです。改めてこの問題意識を持っておられるかどうか、聞きたいと思います。

クリーンセンター廃止負担金について、 吹田市も議会の議決が要りますから、予 算が通ることが前提になると思いますが、 入ってくればこれは基金に積み立ててと いうことで、繰上償還のための対応とし て積み立てているということです。

このことに関連して、1市1町にお願いする、し尿収集運搬委託料について、いろいろ交渉したり、見直しをかけたりやっていただいているというのはわかりますけれども、従前とどう変化したのか、それについて、9月以降と9月以前ではどう変わるのか、改めて表にしていただいたらそれで結構なんですけれども、教えていただきたいと思います。

それから、公共下水道事業特別会計繰出金の関係は、流れとして教えていただいたんですけれども、気になっているのは雨水幹線整備に大きな金額が交付されているのないかなと。そういう点ではないかなと。そういう点ですがかなということはありますが、金額でする。この繰出金についているのかということはありますが、金額ではもう恐らく限界にきているのかなというような気がするんですけれども、そういう雨水幹線の整備にまたなのかなというような気がするんですけれども、そういう雨水幹線の整備にまたなってくると、減っていくことにはなら

ないのかなと思ったり、いろいろ心配するわけです。そういうことも含めて、もう一度答弁をいただけませんか。

神安土地改良区も今、ご答弁いただき ましたけど、人員についていろんな苦労 をされてると思います。実際、神安土地 改良区にお聞きしたら、目いっぱいで、 大変な思いをしていますというふうな話 を聞くわけです。したがって、負担金を 減らせというふうな単純な問題ではない と思います。私たちが神安土地改良区に 対して提案できること、それは何かとい う思いなんですよ。さっきから言いまし たように、全体的に見ると開発で排水の 面積、それから用水の面積も減ってきて いることは事実ですから、そういうこと の中で、摂津市だけではなしに、神安土 地改良区に関係する自治体の中で全体と して議論していく、そんなことが必要で ないかなと思っています。そういう議論 の場というのはこれまで何回ほどあって、 どういう問題提起がされてきたか、改め て聞かせていただきたいと思います。

○野原修委員長 樫本課長代理

○樫本下水道事業課長代理 淀川右岸水 防事務組合の問題意識につきまして、山 本委員の3回目の質疑にお答えさせてい ただきます。

水防事務組合の問題意識につきまして、 私どもも、委員の問題提起が前回あった ときから今に至るまでの間に、一度水防 事務組合に話をさせていただきました。 今の現状等々、私たちの理解している分 と実際のものとの違いがあるかどうかと か、その辺のことも兼ねましてお話を聞 きに行った経緯がございます。

事務組合のほうとしましては、やはり 洪水、出水につきましては安威川及び淀 川等々の水位の高さによって事前に待機 水位とか、あとまた氾濫の注意水位等を 決めておりまして、それにのっとりまして早日早日の活動を、出動等々されているような形態になっております。

私どもとしましては、そういうような動き、迅速な動きをされているということも理解はしている中で、全般的に先ほどもお話しさせてもらったとおり、広い防御区域がございますので、その辺の準備も怠りないのかなとは考えております。

また、水防資材につきましてもですけれども、ゴムボートとかそういうようなものを新たに購入するということも伺っております。つまり、今の時代に即応したような必要なものは随時買ってくると、購入していくということも聞いております。

いろいろそういうことを聞いた中で、 私どもとしましては今の現状についてあ る一定の中では、水防事務組合は事務組 合の中で問題意識を持ちながら改善を進 められているということを感じている次 第でございます。

私どもとしましては、毎年チェックをしながら、新たに問題が発生したときには、パイプを太くつくって、必要なときに必要なことを言えるような関係を維持していきたいと考えております。

○野原修委員長 山本課長。

○山本道路交通課長 それでは、山本委員の3回目の質疑にお答えさせていただきます。

正雀南千里丘線外2路線の5億5,100万円の債務負担行為の件でございますけれども、どのようにして国に要望するのかといった内容だったと思いますけれども、現在、正雀駅前を含む路線につきましては、摂津市の交通バリアフリー特定事業計画にうたわれておりまして、その中に入ってございます。今、十三高槻線も整備しておりますけれども、その

途中、府営住宅周りのデイハウスました までは歩道ができておりますけれども、 そこから駅に至るまでは歩車分離できて いない状況でございます。

また、正雀駅につきましてはエレベーターが設置されましたけれども、エレベーターを降りてからの歩行者導線、歩道ができていない状況でございます。今、用地買収した場所を暫定で整備しておりますけれども、それを結んでそこまでもっていくという計画で出せますので、国費はそれでいただけるものと考えておるところでございます。

- ○野原修委員長 林課長。
- ○林建築課長 狭隘道路整備に関して答 弁させていただきます。

まず、基準時の問題でございますが、 建築基準法第42条2項の基準時に、都 市計画に編入されたのが昭和35年12 月24日というふうになってございます。 このときに2戸以上の建ち並びがあり、 幅員が1.8メートル以上、ただし一般 の用に供する法定外道路が0.9メート ルで指定するのが原則ですが、昭和45 年ごろに大阪府から建築基準法第42条、 道路の調査依頼がございまして、本市は 昭和35年以降に町並みが形成されてお り、法に基づく基準時、昭和35年でご ざいますが、指定を行うと建築基準法の 道路扱いができるところはほとんど指定 できない状況になり、建築物を新築しよ うとすれば、大阪府に道路判定願を提出 し、建築基準法の道路として扱えるか、 判断を仰いでから確認申請を提出するこ ととなり、市民の方に多大な負担をかけ ることとなるため、道路の調査時点、昭 和45年でございますが、既に建ち並ん である位置については、基準法の道路と して取り扱う旨、取り扱いをしていただ いた経緯がありますが、平成11年に建

築基準法が50年ぶりに改正された折に、 再度、建築基準法の道路を基準年に基づ いて再調査するよう、平成10年に大阪 府より依頼があり、本市としては基準時 に基づくと大半が道路扱いできなくなる ことから、昭和45年当時の調査と同じ 道路として取り扱いをお願いいたしまし たが、大阪府は市の事情はわかるが、あ くまでも法の基準日に基づく建築基準法 第42条の道路参考図を作成してもらい たいという返事がございまして、理由と いたしまして、特定行政庁である府に対 して不服申し立てをされると裁判で負け るので、以前の経過があるけれども、建 築基準法に基づく道路を参考に記入して もらいたいという指導がございました。

現在、市としては以前道路扱いをしている道路が建築基準法上の道路として取り扱っていない路線が多数出てきている状況から、以前、後退指導している路線でも、平成11年以降は法に基づく後退が指導できなくなり、あくまでお願いとして協力を仰ぐことになりました。協力をしていただく申請人と拒まれる申請人ができてきます。まちづくりの観点から申しますと、好ましくない状況が出てきています。

このようなことがないように、負担を 少なくするよう、狭隘道路の整備ができ たような状況でございますが、狭隘道路 の協議の中では、中心後退2メートルと 側溝40センチのお願いとなっておりま すが、側溝40センチにつきましては、 建築基準法上、法的義務がなく、基準法 では任意のセットバックとなるので、敷 地面積には算入し建蔽率、容積率がカウ ントされるよう、狭隘宅地の計画をする 上には有効に働きますので、自主管理と なっているのが現状でございます。

○野原修委員長 石川参事。

〇石川土木下水道部参事 クリーンセンター廃止負担金の2億円でございますけれども、これは吹田市で繰上償還をされる可能性も残っているということで、もちろん吹田市として繰上償還を望んでおられるわけではありませんが、近畿財務局から一括償還と言われる可能性があると聞いております。その場合には、本市も一括償還をしなければなりません。そのときに2億円ぐらいになるということから、基金に積まれております。

し尿収集運搬委託料でございますけれども、定期の収集と不定期の収集があり、定期の収集については基本委託料と作業委託料がございます。基本委託料というのが上半期が月1台142万円で2台収集でございます。作業委託料については70円ということでございます。従量分、不定期収集については1リットルで5円と言いましたけれども、これは50リットルごとに250円ということでございます。まして、これが上半期でございます。

これが下半期には基本的に従量であっても、定期収集の中で対応したもの、処理したものについては、これはお支払いしません。今までは50リットルごとに250円ということでお支払いはしておりますけれども、下半期からは定期収集の中で対応したものについてはお支払いしません。2台で対応できない、3台目、4台目が必要なときに初めてこの従量の委託料をお支払いします。これは1リットルで8円、50リットルごとに400円ということになります。

話が前後して申しわけないんですけれども、下半期の基本委託料は上半期に比べて10万円、1台当たり月10万円ふえて142万円が152万円になるという内容でございます。

それと、公共下水道事業特別会計繰出

金でございますけれども、今後、雨水幹線の整備もしていかなければならないという中で、今、予定しております雨水幹線の工事は3年ぐらい、実施設計に1年、工事が3年ぐらいということで、事業費全体としては26億円ぐらいを予定をしております。

これは3年の工期ということで、年間に直しますと約9億円ということになるんですけれども、その半分は補助金ということで、残りが起債ということになってきます。

今現在、起債の発行額としては公共分と流域分と資本費平準化債で大体15億円から16億円程度になっていますけれども、この雨水幹線の工事を行えば、現状よりもさらに6億円ぐらいはふえると思われます。

今よりは確かに起債発行額はふえますけれども、一方で元金の償還のほうも昭和の60年代の償還が終わることや、発行額も昭和60年当時よりは少ないと思っております。市の方針としても、元金償還以上の起債発行はしないというような方針に従って今後もやっていきをだけし、雨水幹線については4年ぐらいで終わっていくのかなと思っていますので、一時的に今よりも発行額がふえることにはなりますけれども、長い目で見れば現債高も確実に減っていくと、このように考えております。

神安土地改良区の関係でございますけれども、会議の中で、我々が主に言っているのは、水路の適正な維持管理に向けまして、水路の改修ですとか、防護柵の更新ですとかを、お願いをしているところでございます。もちろんコスト削減ということについても、先ほども言いましたように、神安土地改良区としてもいろ

いろ努力はされているけれども、さらに コスト削減に向けて我々も一緒になって 考えていこうということで協議をしてお るところでございます。

先ほども言いましたけれども、水路を 今後どうしていくのか、本市としては貴 重な水辺ということでもございますので、 できるだけ水路を活用するような形で維 持管理をしていきたいと思っております。 神安土地改良区も同じような思いで取り 組まれておりますので、今後もコスト削 減、さらに水路の活用も含めて、神安土 地改良区と協議をしていきたいと思って おります。

○野原修委員長 藤井部長。

○藤井土木下水道部長 道路の件でございますが、大きくは今おっしゃったように政策論になるのかなというふうな思いもあるわけなんですけれども、現状で申し上げますと、2年前に少し改革をいたしまして、当時、道路課であったものを道路管理課、交通対策課を道路交通課を道路をつくったり改良したりするのは道路交通課のほうでやっていると。土木下水道部の中ですから。管理はその名のとおり道路管理課のほうで占用と管理をやっているというふうな組織に変更いたしました。

よく言われるように、まちづくりはまず道路づくりからだということで、近隣市の例で申し上げますと、都市計画に基づく部署、当市で言いましたら都市整備部のようなところと、それに伴いまして事業計画及び工事、ハード面は道路専門部署がされると。それに伴います用地買収は用地課というところが独立しておりまして、専門部署がつくられてまして、そういうようなところで用地の買収を行っているというようなところで、どんどん

近隣の市は道路整備を進めておられるということです。当市はそういう課がつくれるほどではないので、防災管財課という名前で、そちらで用地交渉等については進めていこうじゃないかというような少し改善されたというのが2年前の改善点でございます。

やはり近隣市ほどの道路整備の計画は ございませんけれども、そういうふうな 形で進めていくほうが、より効率のある 整備ができるのでないのかと考えていま す。

もう一つは、整備が終わりますと今度 は管理です。管理のほうが大変でござい ます。不法占用も起こりますし、先ほど 建築課長が申し上げておりました、建築 基準法に基づく中心後退をしてもらえな いところ、していただいたところとの違 いが現場にあらわれます。その辺の指導 についても現実としてできないと言いま すか、お願いに行かなければならないと いうようなことが発生していると。

狭隘道路整備助成の制度をつくりまし たのは、やはり最大限はその用地を全て 寄附いただけると、これを考えまして、 寄附いただける方においてのみ側溝の整 備であるとか、測量分筆代等の費用を助 成するわけなんですが、建築課長も言い ましたように、側溝部分についてはお願 いになるので、この部分については寄附 はしないので自主管理する。どういう形 態でつくるのか、それもばらついており ます。自分でつくるものだからいいので はないのかというような形で暗礁に乗り 上げてるという現実もあります。助成で すので、そのお金は要らないと。自分で 全部管理しますというような方もいては りますし、それについても今現在、暗礁 に乗り上げておるような現実もございま す。

そういった問題につきまして、やはり市民の方々にも、摂津市の町がよくなるという方向に考えていただくと、もう少し道路事情がよくなるのではないのかなと、こう考えておりますので、これが土木下水道部としての考え方でございます。〇野原修委員長石川土木下水道部参事 先ほどの答弁の中で、し尿収集運搬委託料のところで、下半期不定期収集の場合、1リットル8円、50リットルごとで400円ということになるんですけども、プラス運搬費として1台1回あたり6,000円を払っていくということでございます。

○野原修委員長 吉田都市整備部長。

○吉田都市整備部長 それでは、山本委員が言われてました道路担当の組織について、茨木土木事務所などでやっておりますようなグループ化についてのお話でございますけども、我々もそういうプロ集団をつくっていくというのは非常に重要だという認識はいたしております。

ただ、我々のほうも聞いてますのが、 茨木土木事務所でグループ化されていて も、やはり問題というのは出てきてるみ たいで、スムーズな横のつながりよりも、 完全な縦のつながりの中でグループ化し ているというふうに聞いております。だ からそれがいいのか、それとも摂津市に 見合った形の構成というか、組織体制が いいのかというのは、我々がそういうふ うな考え方を一遍整理すべき時期にきて るのかなとは思います。

ただ、都市整備部だけで申し上げます と、やはり先ほどご意見をいただいたよ うな開発指導、開発許可権限がこっちに 渡りましたので、そのあたりも踏まえて、 現在は開発審査会で関係所管が集まりま して、そこでいろんな議論を重ねてお互 いが調整し合っているということもあり ますし、そのあたりを強化するのか、それとも委員がおっしゃるようなグループ化なり、一体化した組織化をつくっていくのか、そのあたりは、やはり機構改革の中で今後課題としてはあるのかなというふうには認識はいたしております。 〇野原修委員長石川土木下水道部参事。

○野原修委員長 石川土木下水道部参事。○石川土木下水道部参事 たびたび済みません。

先ほどのし尿収集運搬委託料で、定期 の収集でございますけども、通常は上半 期が5円、下半期については3台目、4 台目に対応した場合は8円と申し上げま したけども、さらに最終汲取りと言いま して、汲取り便所を水洗便所にされると か、なくしてしまうというようなときに は、これは最終汲取りと呼んでるんです けども、これについては1リットルあた り10円、50リットルごとで500円 ということにしております。これは上半 期、下半期とも同額でございます。これ についても定期収集で対応した場合には それだけなんですけども、3台目、4台 目で対応した場合には下半期には加えて 6,000円を払います。

また、浸水に伴う汲取りもございまして、これは基本的には大雨が降ったときに便槽に水がたまった、こういった場合の汲取りでございまして、これは上半期が1リットル8円、50リットルごとで400円、これも下半期は同額でございまして、これも3台目、4台目で対応した場合には6,000円を支払うという内容でございます。

○野原修委員長 山本委員。

○山本靖一委員 予算審査の委員会です からね、市行政のあり方といったことに ついて議論するのも大事なことだという ふうに思うんですけれども、市民の方の 目に映っているのは、目の前にある一つ 一つのことを丁寧に解決していただこう ということです。それもスピードという ことも大事かなと思うんです。

道路の問題にしても公平にやっていただきたい。そういうことが信頼につながって、行政全体の評価になっていくのかなという、そんな思いがするわけです。

したがって、先ほど建築基準法の関係で、経過をたどりながら随分苦労されているということもよくわかるわけですけれども、であれば、それを超えて開発協議基準の設定などもこれは非常に大事なことになってくるのかなという思いもするんですけどね、やっぱり市民の利益を守るために法律とか条例は最低限のところを定めてあります。

その土台というのは市民の良識、その上に法律や条例があるのかなという思いがするんですけども、だんだんその部分が薄れてきて、条例、法律をつくらなければならないというのは寂しいことだと思うんですけれども、改めて第一線でご苦労をされている職員の皆さんに、そういう思いでこれから業務に当たっていただきたいとお願いしておきたいと思います。

もう一点だけお聞きしておきたいのは、 吹田市と交渉していただいた中で、今後 の新たな処理費に基づいて、クリーンセ ンター廃止負担金の金額を算出していた だきました。運搬費や維持管理費とかい うようなことで算出していただいて、吹 田市と交渉をしていただきました。

し尿収集運搬委託料ということで、平成31年から平成32年にかけて大きな変化を見ておられる点について聞かせていただきたいと思います。

○野原修委員長 石川土木下水道部参事。

○石川土木下水道部参事 し尿収集運搬 委託料については、今は2台収集が必要 な状況でございますが、量が減っていけば、1台で収集できるだろうということから、委託料も2台収集から1台収集に変えております。量の推移を見ながら委託料を予測したものでございます。

- ○野原修委員長 次に、原田委員。
- ○原田平委員 予定していた質疑内容が 山本委員とかなり重複しましたので絞っ て質問したいと思います。

まず、補正予算第5号でありますが、 補正予算書で19ページの社会資本整備 総合交付金、2,090万円をいただく わけでありますが、それに関連して、6 ページで道路補修事業の4,100万円 を繰越明許費であげています。この内訳 について、先ほど聞かれましたけれども、 もう少し詳しく教えていただきたいと思 います。

それから、同じく6ページで街路灯修繕事業も400万円を繰越明許費であげています。これがどういったことなのかお尋ねいたしたいと思います。

そして、61ページ、道路照明灯点検 業務委託料で400万円の補正を組まれ ました。これについてのご説明もいただ きたいと思います。

それから、19ページ、千里丘三島線 道路改良工事補助金が427万7,00 0円の減額です。この内容もご説明いた だきたいと思います。

平成25年度当初予算に移りまして、 橋梁長寿命化修繕事業で平成25年度は 橋梁修繕及び耐震化対策実施設計委託料 で3,350万円ということであります。 これについてのご説明をいただきたいと 思います。

街路灯修繕事業で、5基で1,000 万円であります。これについてのご説明 もいただきたいと思います。

道路橋りょう費で新在家40号線外1

路線道路用地取得事業として300万円 が計上されていますが、これについての 説明をいただきたいと思います。

本会議で、民主党からも代表質問をいたしましたが、安威川ダムに関することでありまして、今バイパス的な工事をやられて、平成32年に完成を目指して取り組まれるわけでありますが、その間、かなりの年月を要することで、安威川の洪水にどう対応するんだということでの出たしました。川底のしゅんせつ、あるいは堤防のかさ上げ等が必要なところについてはやっぱりやっていただくと、この状況がどうなっているのか、本会議では聞けなかったので委員会でお聞きしたいと思います。

街路事業費でありますが、新在家鳥飼上線道路整備事業で土地購入費があがっています。この状況の中で、平成24年度補正第5号におきまして物件補償算定委託料が減額であります。平成24年度の段階で、そういった算定を終えて、いよいよ平成25年度から用地の買収に入るということでありますが、これについての見解を聞きたいと思います。

先ほど山本委員も質疑で聞かれましたが、自動車駐車場と自転車駐車場の使用料収入と支出の問題について、私も長年にわたって意見を申し上げてきたわけでありますが、依然として、自動車駐車場の部分において、かなり差異がございます。料金の値下げ等もされて、何とか利用率の向上ということで取り組まれたわけでありますけれども、やはり以前から申し上げておりますような料金徴収の機械化とかいろんな方法で経費を削減する努力をしなければならないというふうに感ずるわけであります。

自転車においては大体例年どおりなんですが、自動車においては、年間500

万円程度の減少があるわけであります。 そういう意味で、やはり何とかしてもこ の問題を解決をしていただきたいと思う んですけれども、考えをお聞きをいたし たいと思います。

先ほど千里丘三島線の平成24年度事業についてお聞きしましたけれども、平成24年度で西側部分が拡幅されて歩道も整備をされるわけでありますが、東側については、まだ未着手でありまして、平成25年、平成26年は用地取得に向け検討をして平成32年度完成予定という総合計画の実施計画があります。これに基づいてどのようなお考えであるのかをお聞きをいたしたいと思います。

それから、交通バリアフリー整備事業 ということで、平成25年度は2件の工 事予定がされていますが、その内容につ いてお尋ねいたしたいと思います。

新幹線公園の充実ということで取り組まれているわけでありますが、平成25年度の整備内容についてお尋ねをいたしたいと思います。

あわせて、さくらづつみ事業が、平成25年度は見当たらないのですが、あれば教えていただきたいと思います。

○野原修委員長 堀土木下水道部参事。 ○堀土木下水道部参事 まず、補正予算 の、社会資本総合交付金2,090万円 でございます。これは国の補正予算が2 月末に成立しましたが、その中では老朽 した道路、橋梁、トンネルなどの修繕、 標識、街路灯など道路施設の点検業務、 これも今回の補助対象ということになり ました。

私どものほうでも修繕にかけるお金が 必要だということでございまして、道路 補修事業として4,100万円、この中 におきましては、鶴野地区で4路線、鳥 飼地区で2路線を修繕の対象にしており ます。

この道路につきまして、目視でひび割れの状況とか道路舗装の状態は点検しておりますが、これにつきましては、機械で舗装のひび割れ率が40%、わだちが40ミリ以上という条件が示されております。まずこの調査をしなさいということで、その委託業務が含まれていることになってきております。これが路面性状調査委託業務です。修繕事業が3,300万円という形で考えて、合計4,100万円という形にしております。

これにあわせて、先ほど言いましたように、路面性状調査と同様に標識等の点検という形で、標識は5年ごとに点検をやっておりますので、街路灯の根元の腐食、上の灯部の落下、それに対する調査ということで400万円をみております。この合計として4,500万円を今回補正させていただいたわけでございます。

次に、橋梁長寿命化修繕事業について、 橋梁長寿命化修繕計画の策定をやっております。これに基づきまして、橋は市内で169橋ございますが、まずその長寿命化が39橋、これは地域避難経路とかそういう防災に関する橋を中心に補修していきたいと考えております。

あと、内容といたしましては、新在家 鳥飼中線にかかってる大久保橋、これは カネカと二中の交差点の南西になるんで すが、そこの橋の鉄筋が腐食、コンクリー トが外れ、鉄筋が腐食しておりまして、 この補修を今年度ぜひやっていきたいと。 それに基づく修繕の委託事業、今度は先 ほど言いました長寿命化の橋の中でも耐 震ができてない河川の中央にあります橋 脚、この耐震補強の委託業務、これをあ わせて発注していきたいと思っておりま す。 あと、街路灯修繕事業で平成25年度は1,000万円を計上をしております。これにつきましては、阪急正雀1号線、阪急正雀駅の地下通路、これは前から要望がありましたし、中が暗い、ぶつかるという形でございました。そのために今の電球を交換してLED化をやっていきたいと思っております。

それとあわせて、坪井ガード、竹之鼻ガードにつきましては壁を塗りかえて明るさを確保できたということがございましたので、あわせて壁の塗りかえ工事、それを一緒に実施したいと思っております。

次に、新在家40号線外1路線道路用 地取得事業でございます。

これにつきましては、昔から認定している道路でございますが、個人地が中に存在しており、買い取り請求がされております。それにつきまして予算を計上して執行をしていきたいと。これは大正時代から村道でありまして、底地が継続されて認定してきたということでございましてもない状況でございました。これにつきまして、測量費が150万円、土地買収が100万円という内容で計上しているところでございます。

○野原修委員長 山口土木下水道部次長。 ○山口土木下水道部次長 安威川のダム の関係で三好議員が代表質問されました けれども、ダムの完成は、概成するのが 平成32年と伺っております。

その平成32年までの間の洪水対応策等でございますけれども、昨年11月に小野副市長と藤井部長と私が大阪府に要望してまいりました。

大阪府の考えでございますけれども、 河川に堆積する土砂の撤去につきまして は、これまでは河川の阻害率に応じた対応をしてきましたが、より効果的な対策を講じるために、まずは平成24年度内に阻害率に加えた地先の危険度も考慮した優先順位を定めまして、平成25年度より危険度の高いところから計画的に実施するというふうに伺っております。

安威川の堤防の低いところでございますけれども、また現地を立会しまして、低いところを確認して、それから大阪府とまた確認して調査、点検等をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○野原修委員長 山本道路交通課長。

○山本道路交通課長 それでは、原田委員の1回目の質疑にお答えさせていただきます。

千里丘三島線の交通対策費の国庫補助金が427万7,000円減額になっている件でございますけれども、平成24年度当初につきましては、工事費4,200万円、用地買い戻し約1億6,500万円の想定で補助率2分の1としまして1億353万円で計上いたしておりました。

実際当たりまして、補助対象工事費の落札によりますものと用地買い戻しに当たりましては、現時点での用地の鑑定の価格というもので買い戻す必要がありますことから再度鑑定をいたしまして、その価格によりまして買い戻しをいたしております。そのことによる減額でございます。

それと、自転車駐車場、自動車駐車場の使用料収入減の内容でございますけれども、自転車駐車場につきましては若干増方向にはございますけれども、自動車駐車場につきましては料金値下げによる利用者が増えることでの増収を見込みたいということで、実際には平成23年度

につきましては減額補正約140万円ほどをみておりましたけれども、平成24年度につきましては、平成23年度当初と同じ額でいくんだというつもりで上げさせてもらいました。利用者数が月ごとに上がっていることもございましたけれども、全体的には減ってしまったという現状でございます。

増に向けてというよりも出を抑えるということにつきましても、今後の指定管の中だとかということでも検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それと、千里丘三島線の西側は今年度で一応完成いたしますけれども、その後ということでございます。平成25年、平成26年につきましては、右折レーンの設置まで幅員は確保できませんけれども、右折の矢印程度まではかけるのかなと。その動向を見きわめた中でまた検討してまいりたいなと。

まだ用地の確定もできてないところがありますので、その所有者との交渉ができていくかというふうに考えておるところでございます。

交通バリアフリー整備事業でございますけれども、今年度2か所、議員にもお配りいたしております工事施工箇所図に2か所書いてございますけれども、1か所が千里丘西口の駅前、ここはバリアフリー特定経路にも入っておりまして、その場所を正雀と同じような形でグリーンベルト化を考えておるところでございます。

また、もう一か所、鳥飼上におきまして新在家鳥飼上線でございますけど、ここは以前行っておりましたような歩道段差切り下げ、誘導ブロック等の整備工事を考えておるところでございます。

○野原修委員長 新留都市計画課長。

○新留都市計画課長 新在家鳥飼上線に つきましてでございますが、平成25年 度予算につきまして土地購入費が4,4 00万円あがっておりますが、これにつ きましては、新在家鳥飼上線の用地買収 に当たる土地購入費が3,500万円で す。

それから、補正予算の物件補償算定委 託料で減額をしているということで、こ れにつきましては現在用地買収の交渉を 進めておるところでございますが、道路 予定地内の物件等の補償をするため物件 補償の算定委託料を計上をしております が、沿道地権者との交渉が物件補償算定 まで至らなかったことによりまして、今 回全額減額補正を行わさせていただいて おります。

それから、補正のほうでもう一点、手数料なんですが、補正で121万8,000円減額されておるところなんですが、これにつきましても用地買収する民有地の買収価格を算定するため不動産鑑定手数料を計上しておりますが、現在までの地権者との交渉の経過を踏まえまして、買収用地の不動産鑑定評価に係る、一部の執行額以外を精査した上、今回、当初予算額の164万円うち114万円を減額補正させていただいておるところでございます。

○野原修委員長 西村公園みどり課長。 ○西村公園みどり課長 原田委員の1回 目の質疑にお答えさせていただきます。

まず、新幹線公園の充実でございますけれども、最近、雑誌等のPRが効きまして、新幹線公園の問い合わせがたくさんまいっております。

それで、去年からでございますけれど も、来客が多くなりますので、4月、5 月につきまして、今までは第2、第4日 曜日につきまして新幹線の公開を行って おりましたけれども、4月、5月につき ましては毎週日曜日につきまして新幹線 列車及び電気機関車の公開を行っており ます。

それから、さくらづつみ事業でございますけれども、平成21年、平成22年におきまして、大阪府と神安土地改良区におきまして植樹のイベントを行ったわけでございますけれども、新幹線公園の東側から行いました植樹の最初までの間が平成21年、平成22年で先に行われております。

それから、平成23年におきまして500メートル、63本の植栽を行っております。

それから、記念植樹におきまして10本の80メートル、これを行いまして、 平成24年につきましては440メートル、56本の植樹を行っております。

ただ、予定いたしておりました植樹箇所にのり面の関係で植樹できないところ及び橋脚がありまして、その部分ができませんので、その部分を省きまして最終的にさくらづつみといたしまして、延長が既設の桜並木を入れまして1,740メートルで完了となります。

しかしながら、八町地域におきまして、 堤防部分に駐車場及び木が伐採されてい るところもございますので、このあとそ の部分につきまして、またお話を進めて まいりまして徐々に桜を延ばしてまいり たいと考えております。

○野原修委員長 原田委員。

○原田平委員 平成24年度補正予算第 5号の道路補修事業の4,100万円と 街路灯修繕事業で400万円の繰越明許 費について説明していただきました。こ の業務は今の段階で平成24年度予算を 補正していますが、平成25年度の当初 予算でもいいんじゃないかと思います。 なぜ補正予算で出てきたのでしょうか。 補助対象のある部分については理解いた しますが、なぜこの時期に行うのか説明 を聞きたいと思います。

道路補修事業の4,100万円では、 鶴野地区で4路線、鳥飼地区で2路線を 修繕の対象にしているということでした。 そのうち、路面性状調査業務で800万 円ということですが、全て国費じゃない わけで、市の持ち出しの部分があるわけ です。そういう意味で、無駄な公共事業 にならないように常々点検をしなければ ならないと思っております。

特に鶴野地区の4路線について、従前 からもっと悪いところはいっぱいあるで はないかという指摘もしてきたわけです。 この間、鶴野はかなり整備をされてきま したけれども、鳥飼地域において、まだ まだ傷んだ道路を直す箇所があるという 状況で、やはり鳥飼地域にも今回2路線 入りますけれども、まだまだ悪いところ があるので、そういうところは対象に入 れていただきたい。それにはやはり目視 で市域全体を見渡してもらって、その計 画をつくってほしいというふうに思うわ けです。これは大体見られて、ここが一 番悪いという状況で決められたわけであ りますけれども、これ以外にもあるわけ であります。

施工箇所を教えていただきましたけれども、やはりそういった意味の中においても、まだまだ市内の事業費のアンバランスが目立つように私は思うわけであります。そういう意味で、今後公平にやっていただけるように要望しておきたいというふうに思います。

それから、道路照明灯点検業務委託料 について、ご説明いただきたいと思いま す。 千里丘三島線の問題でありますが、私はこの問題を取り上げた当初から、右折レーンの設置をいち早くやらなければ阪急の踏切を渡る道路が非常に渋滞するということで、今なお渋滞しておるわけですけれども、最低限、JR千里丘駅のガードの入り口部分は右折レーンの確保をきちっとしていただかなければ解消はできないというふうに思うわけであります。

そういう意味で、先ほど東側の事業の 取り組みをこの2か年で検討するという ことであります。目標は平成32年とい うことになっておりますけれども、平成 25年、平成26年は西側ができたので しばらく様子を見とこうかという感じな のですけれども、部長の決意をお聞かせ 頂きたいと思います。

街路灯修繕事業で5基、1,000万円ということでありますが、坪井ガード、竹之鼻ガードは壁を塗りかえて明るさを確保したということで、通行されているところを安全にということで、これも街路灯修繕事業の中に入れていただけるようにお願いしておきたいと思います。

新在家40号線外1路線道路用地取得 事業の部分については、わかりました。

しかし、そういったところは市内にも 若干あるというふうに今思いますし、先 ほどの狭隘道路の問題も一緒のような状 況だというふうに思うわけであります。

そういう意味で、買い取り請求が出されて100万円で土地を買収するということでありますから、理解いたしました。

安威川ダムの問題で、安威川の川底は 結構堆積しておりますが、堤防が低いと ころについては中央水みらいセンターの 排水溝が安威川にありまして、その対岸 のほうが一段、目視では1メートルぐら い低いんではないかと感じておりまして、 あそこは非常に弱いなという感じをして おりますので、ぜひとも大阪府のほうに そういった状況を見ていただいて事業に 入れていただけるように再度要請をして いただきたいということを要望をしてお きたいと思います。

新幹線公園について、毎週、開放していこうということでありますが、総合計画実施計画の中で新幹線車両の塗装とか、あるいはそれの周辺の整備をしたいというふうに書いておりましたけれども、これについてはどうなのかお聞きします。

それから、さくらづつみ事業は心配しておりました。できない箇所があるなというふうに思いながら見ておったので、平成25年度はこの事業は予算化されてなくて、工事にあげておられないようであります。なぜかと思っておったら、案の定、できないという、そういう状況であるということであります。

あそこは安威川の南側で低い堤防敷み たいになっておりますけれども、可能な 限りできれば植えていったほうが東への さくらづつみ通り抜けができるというふ うには思いますので、もう一度検討され るなり何らかで補助金が出ないならば単 独ででもされるように要望しておきたい と思います。一度、課長の見解を聞きた いと思います。

自動車駐車場と自転車駐車場使用料の件は、やはり機械化とか、あるいは経費を節減するための努力をもう少し強めてもらわんと、毎年毎年赤字では何をしているのかということになりますので、もう一度、課長のお考えとか、あるいは将来的な見通しも含めて考えを聞きたいと思います。

○野原修委員長 堀土木下水道部参事。 ○堀土木下水道部参事 照明灯点検業務 委託ということでございますが、点検業 務はお金がかかるということでやってい ないというのが現状で、根元の腐食状況 調査だけでございました。

笹子トンネルの事故とかかわりまして、 標識、街路灯など、そして先ほど言いま した舗装などの修繕と道路修理の点検業 務が今回補助対象になっております。

私どものほうの考えは、去年、南別府 鳥飼上線で照明灯が3か所腐食し、倒れ る寸前だったというようなこともござい ました。五中周辺で照明灯3基が、これ も腐食して倒れる事件がございました。

点検を行わなければいけないという考えを持っていましたが、なかなか予算的なことが確保できませんで、今回予算がつきましたので、委託料として予算を計上させていただいたわけです。

これも国費になってくるんですが、今 後、路面性状調査というのはこの地域だ けじゃなくて、予算にあげた地域じゃな くて、もう少し大きい範囲で、次に出て くるのは修繕計画を立てていき、それを もって大阪府に予算要望していきたいと 考えています。こういう修繕計画を立て ることによって予算を認めてもらいたい、 そういうことも考えて路面性状調査では 今のところで25キロメートルぐらいの 調査、街路灯と修繕料につきましては全 部の街路灯とはいきませんが幹線に設置 してる交差点等、背の高いの街路灯につ いて上部の金具の取りつけ部分とか、落 下防止のためにそういう調査をして、こ れも順次計画立てて修理していきたいと いう考えを持っております。

○野原修委員長 西村公園みどり課長。 ○西村公園みどり課長 原田委員の質疑 にお答えいたします。

新幹線公園の塗装でございますけれど も、前回平成22年に塗装を行っており まして、大体5年ぐらいはもつという感 じでおるんですけれども、ただ、塗装は 普通の塗装を行いましたので、次回につきましては、本格的な新幹線の塗装ということで、現在も見積もりを徴しているところでございます。それで予算がつき次第、やっていきたいと思っております。

それから、さくらづつみにつきましては、現在、一番端が茨木寝屋川線のところであるんですけども、去年植樹を行いましたところから約200メートルを延ばしたところまででございます。その間ずっと空くという形になります。

ですから、その間をできるだけ詰められるように現場を再度検討いたしまして、できる限り連続した形でできるように努めてまいりたいと考えております。

○野原修委員長 山本道路交通課長

○山本道路交通課長 それでは、原田委 員の2回目の質疑にお答えいたします。

自動車駐車場、自転車駐車場の経費を 下げるための取り組みということでござ いましたけれども、毎年同じようなお答 えで申しわけございませんけれども、施 設の老朽化に伴いまして維持補修、自動 ゲート無人化の検討というのを進めてお るところでございます。

また、出入り口につきましても今の出入り口を変えることができないかということも含めまして、警察とも一緒に協議を進めておるところでございます。

なかなか信号付近ということで問題は あろうかと思いますけれども、どういう 方向であれば実現可能かということを含 めて検討してまいりたいと考えておると ころでございます。

また、その他の軽減策といたしまして、 自動車駐車場の借地料につきまして、2 4年度から3か年で契約いたしましたJ Rとの借地料を軽減交渉いたしまして、 約120万円程度を下げることをいたし ているところでございます。 ○野原修委員長 藤井十木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 それでは、千里 丘三島線の東側について、総合計画のほうでは平成32年ということを目標に定めておるが、平成25年、平成26年は様子を見ているのかということでしたが、まさしくそのとおりでございまして、なぜかと申し上げますと、今現在、西側で整備工事を実施中でございます。予定では今月末には全てでき上がる予定でございまけれども、既にほとんどでき上がっておりまして、右折レーンではございませんが、以前よりはかなりましになった右折レーン的なものができ上がります。

電柱等の移設も終えてまして、まず邪魔になっておる電柱をどけて、可能な範囲で右折が可能というような形をつくろうと、これが3月末までの工事でございます。これを見極めるのに平成25年、平成26年は様子を見てみたいという流れも含めまして、そういうような予定になっておると。

担当といたしましては、無論、東側もつくっていきたいと思いは十分ございますが、何せ、そこだけではなくて、先ほどもありました正雀、この辺にもやはりつけていかなければならないということもありますので、現場を見て進めていきたいなと、こういうふうに思っている次第です。

それと、自動車駐車場でございます。 これは平成26年から指定管理へ移ると いうことで、今現在検討しておるさなか でございます。

一番の問題におきましては、摂津都市 開発株式会社であるとか、施設管理公社 であるとか、現在、管理してもらってい るところ等も含めていきながら、そうい うふうな会社であり公社の存続等も考え ながら検討を加えておるというのが現状 でございます。

現在、暗礁に乗り上げておりますのは、フォルテ摂津の地下の駐車場でございます。この地下の駐車場でとめていただく効率が上がらないというのが地下の駐車場おりていただいて左側へ回っていただきますと機械式の駐車施設が結構あるわけなんですが、ここがとめにくい。柱がある関係で入れにくいという印象がありますからだと思われますが、あまりとめていただいてないと。

そんなに稼働してないんやったらもう 撤去したらどうやということもあがった わけなんですが、撤去するのに費用が多 大にかかるというようなことも試算され ておりまして、何億円もかけて撤去して、 それを回収するのにどれだけかかるんだ ということも含めますと、なかなかその 撤去等にも踏み込めないという現実もご ざいます。来年度に向けて、この方向性 も見きわめながら、多分撤去しないと思 いますけれども、効率のいい運営をでき るかどうかについてもこの1年かけてやっ ていきたいと、こう思っております。

○野原修委員長 原田委員。

○原田平委員 新在家鳥飼上線道路整備 事業は平成24年度補正第5号で減額を しなきゃならない状況であったというこ とであるから、やはり平成25年度、平 成26年度で、用地買収が難航するんじゃ ないかなというような予想もいたします。

そういう意味で、最大の努力を払われてこの事業の完成に向けて取り組んでいただきたいわけでありますけれども、平成24年度の経緯を踏まえて決意だけ聞きたいたいというふうに思っております。

- ○野原修委員長 新留都市計画課長。
- ○新留都市計画課長 既に平成24年度 におきまして、交渉は各権利者の方にも 進めていっておりますので、平成25年

度からは社会資本総合整備計画へ交通安全事業として位置づけまして国庫補助を活用しながら用地買収に取り組んでまいりたいということで、平成25年度に入りましたら、既に対象地の鑑定評価発注しておりますので、鋭意取り組んでいきたいと考えております。

○野原修委員長 暫時休憩します。

(午後2時40分 休憩) (午後3時15分 再開)

○野原修委員長 再開します。

村上委員。

○村上英明委員 先ほどからいろいろ審 査がなされまして、私も予定していた質 疑のうち理解した部分は割愛させていた だきたいと思ってます。

平成25年度当初予算のほうについて 聞きたいと思っています。

まず、歳入で道路交通課の自転車等移動保管料が計上をされております。これが昨年度当初予算よりも若干、50万円程度ふえてきているというようなことがありますので、その内容についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、先ほどもいろいろと議論を されておりましたけども、平成25年度 におきまして、道路維持費の工事請負費 で1億1,500万円が計上されており ます。道路維持ということで、私どもも いろいろと舗装を直してくださいとか、 わだちができてますとか、波打ってます とかいうような形でいろいろとご要望も させてはいただいておるんですけども、 これがなかなか予算の絡みもあって進ま ないところもあるんじゃないかと思って るんですが、これは原課として1億1, 500万円というお金を現状の道路補修 という市内全面的なことから見て、どう いうふうにとらえておられるのかという ことでお尋ねしたいと思います。

それから、耐震診断のことでございま す。平成27年度までに耐震化率90% という目標があったかと思うんですけど も、平成24年度はどういう件数かわか りませんけども、摂津市既存民間建築物 耐震診断補助金につきましては平成23 年度で7件、31万5、000円であっ たと思いますし、また、耐震改修という ことにおきましても、平成25年度で耐 震改修補助金は400万円の予算計上と いう中で、平成23年度の実績は半分弱 ということで190万円の3件でありま す。あと平成25年、平成26年、平成 27年の3か年という年数も踏まえて耐 震診断と耐震改修の取り組みについてお 尋ねしたいと思います。

- ○野原修委員長 山本道路交通課長。
- ○山本道路交通課長 それでは、村上委員の1回目の質疑にお答えさせていただきます。

自転車等移動保管料の件なんですけれども、昨年から約50万円ふえているという件でございますけど、実際上は平成23年度決算額で申し上げますと167万円ほどあがっておりました。平成24年度の予算計上の時点での減りぐあいを見て107万9,000円というものをあげておりましたけども、実際上もうちょっとふえてございますので、今の実績を踏まえて今年度の152万4,000円という額を出させていただいたものでございます。

- ○野原修委員長 林建築課長。
- ○林建築課長 耐震診断、耐震改修のことにつきまして、ご答弁させていただきます。

まず、摂津市の住宅建築物耐震改修促進計画で平成27年度までに耐震化率9割を目指して耐震診断及び改修の啓発に努めています。

平成23年度からは非木造住宅、マンション、特定建築物についても診断補助を充実しております。改修におきましても設計費補助や定額制補助を導入しております。

また、平成24年度の実績につきましては、木造住宅の診断26件、木造耐震化率が4件で、平成23年度に比べまして診断で19件、改修で1件の増となっております。

平成23年度の取り組みといたしましては、摂津市の建設事業協同組合の協力要請、耐震診断利用者へのダイレクトメールの送付、防火フェア等でのPRを行ってまいりました。

今年度の取り組みにつきましては、平成23年度に引き続きまして防火フェア等でPR活動を行うとともに、耐震リフォーム講習の開催、まちまるごと耐震化事業の啓発を行いまして、先ほど申し上げたように耐震診断の補助が大幅に伸びたような状況でございます。

来年度におきましては、今の段階ではありますけれど、7月に耐震フォーラムの開催を予定しております。去年と同様、平成25年度、平成26年度、平成27年度につきましても引き続いて啓発活動を積極的に行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜るようにお願いいたします。

○野原修委員長 堀土木下水道部参事 ○堀土木下水道部参事 道路維持費の工 事請負費、1億1,500万円の捉え方 ということでございます。

この道路維持工事の中には道路補修工事、これ舗装の補修ですが、それが1億円、あとは雑工工事、市内の側溝改修、転落防止さくの改修、床板の補修工事、これらを合わせて1億1,500万円になっております。

道路補修工事につきましては、5か年の目標を立ててやっております。全部はできないんですが、悪いところを中心に毎年見直しながらやっておるんですけど、2億5,000万円ぐらいやりたいなという形はもってました。これは計画なんですが、実際の問題、先ほど山本委員からご指摘をいただきましたように、私どもの管理する業務、多種多彩になっております。現状の職員がやって財政的なものからいくと1億円というのがぎりなものからいくと1億円というのがぎりずりの線かと思います。

ただ、舗装とか修繕は少しでもたくさんやりたいという気持ちを持っております。

そのためには、今後私たちの組織の中も見直しをしながら職務の分担をもう一回考えながら効率的で仕事がやりやすい形をつくってきたいと思ってますので、今後、補修につきまして国費の予算がありましたら、補正予算を組んででも取っていきたいと思っています。

点検修理にお金をかけることはできませんでしたが、今度、点検とか調査についても、国費の予算がつきました。これをうまく利用して、補修計画を立てて、できる限り皆様が安心、安全に通行できるような道路をつくっていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○野原修委員長 村上委員。

○村上英明委員 自転車等移動保管料に ついて、駅前に置いて、そのまま電車に 乗るとか、買い物へ行くとかで、放置自 転車が減っていってないというか、減り つつはあるんですけども、まだまだある というようなことですので、この辺もま たしっかりと、パトロールするなり、ま た啓発をするなり、環境ということもあ りますので、放置自転車対策につきましても、またしっかりと取り組んでいっていただきたいというふうに思います。

道路維持費の工事請負費の件です。自 転車も基本的には車道を走りましょうと いうことの中で、なかなか今の道路形態 を見ると、特に側線にわだちというか、 波を打っているということで、なかなか 走りづらいというようなこともあるので、 しっかりとその辺の、自転車が走りやす いような整備をやっていっていただきた いということはご意見として聞きます。 5か年の目標を立ててやっておられると いうことですが、新しい会社ができて交 通量が変わるとか、大型トラックが通る とかいうことで、本当に道路の傷みが激 しいようなところもありますので、そう いう意味では、市民の方の安全という観 点でも、しっかりと道路の修繕、またい ろいろと知恵を出しながら取り組んでいっ ていただきたいなと思いますので、よろ しくお願いいたします。

もう一点、耐震診断と改修の件でございます。あと3年後の90%という目標には、なかなか遠いのかなというような感じもいたします。市民の方のご意見を聞くと、特に一軒家だと、この診断というのはやりやすいということもお聞きしておるんですけども、連棟のところでと、なかなか診断がしづらいということもあるので、こういうことがしっかりとできていけば、90%という数字にも少しは近づいていくのかなと思います。

年に2回、広報に載せたりとか、いろいろとされているようなこともあるんですけど、まだご存知ないというか、この制度を知らなかったというようなことも、お聞きすることもあるので、先ほどの耐震フォーラムとかいうことも含めて、またしっかりとこの辺のPRもやっていっ

ていただきたいというふうに思います。

もう一点、要望ですが、神安土地改良 区の水路や摂津市の管理する水路におき まして、タイヤとか、バイクとか、自転 車とか、あとガスボンベとか、いろいる と放置をされているようなことがござい ます。環境対策ということもございます し、また、水位が上がってきたときに、 木が流れてきて、またそれにひっかかる とかいうことでの危険性もあるかと思い ますので、しっかりと撤去していただく ように、要望というか、取り組んでいっ ていただきたいと思います。

また、道路の清掃という点におきましても、特に中央環状線の鶴野のあたりのところで、よく金網のところにごみが捨てられているような現状がありますので、そういう面では、やはり1個のごみがあると、だんだんふえてくるようなこともあるというふうに思いますが、この辺もありまくとが変ということもありますりと、環境ということもありますしていた道路の美化ということもありますすっていただけると取り組んでいただくように、また大阪府等々にも要望もしていっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いたします。

○野原修委員長 ほかにございませんか。 山本委員。

〇山本靖一委員 済みません。1点だけお聞きするのが漏れていたのですが、神安土地改良区の水路や摂津市の管理する水路で、大量の魚が死んで浮いてくるような状況があります。原因究明ということでお願いするんですけれども、1回も返事が返ってきたことがない。どこでそういう状況になっているか。酸欠というような話があったりとかはするんですけど、去年も大量に番田川でたくさんの魚が浮いた、大きな鯉が浮いたことがあり

ます。非常に皆さんが不安に思っておら れるようなんです。これは、神安土地改 良区に聞いても、摂津市の水路担当部署 に聞いても、それを調査するすべがない。 その後の答えが返ってこない。こういう 点で、改めて、こういうことのないよう にしていただきたいと思うわけです。こ の態勢がどうなっているか。神安土地改 良区に言うときますというようなことで 今までは終わってる、あるいは摂津市の ほうも1回調査しますと、どこどこに委 託しますというようなことだけで終わっ てしまっているというのがあるわけです。 水質検査とか、いろんなことを専門的に やれるような状況ではありませんけれど も、そういう市民の不安を取り除くとい うことは非常に大事だと私は思っていま すんで、この点、今、お答えできる内容 があれば答えていただきたいと思います。 ○野原修委員長 山口次長。

〇山口土木下水道部次長 神安土地改良 区の水路や摂津市の管理する水路で魚が 浮くことがあるんです。原因等、環境政 策課や神安土地改良区も調べるまでは至っ ておりません。今後、神安土地改良区、 生活環境部、土木下水道部が集まりまし て、魚が浮いた場合は、原因を追究して いきたいなと思っておりますので、よろ しくお願いいたします。

○野原修委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 それでは、以上で質疑 を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時28分 休憩) (午後3時30分 再開)

○野原修委員長 再開します。議案第18号の審査を行います。補足説明を求めます。藤井土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 議案第18号、 摂津市道路の構造の技術的基準を定める 条例制定の件につきまして、補足説明を させていただきます。

なお、条例関係の議案参考資料1ページから4ページの摂津市道路の構造の技術的基準を定める条例施行規則(案)をあわせてご参照願います。

本件は、平成21年12月15日に閣議決定されました地方分権改革推進計画に示されたことを受け、平成23年5月2日に公布されました、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、道路法の一部が改正され、地方公共団体の条例に委任する改正が平成24年4月1日に施行されました。

また、道路管理者である地方公共団体は、道路の構造に関する条例制定が必要となることから、経過措置といたしまして平成25年3月31日までの猶予期間が設けられました。

本市におきましても、これまで国の政令であります、道路構造令で全国一律に定められていた道路の構造の基準について、主務省令で定める基準を参酌して、市が管理する市道を新設し、または改築する場合における道路の構造の一般的技術基準を定めるものでございます。

参酌いたします一般的技術基準である 道路構造令の各規定は、各種実験や経験 の積み重ね、先進事例、力学計算などに 基づき定められたものであり、本市にお いて、この基準を検証すること及びこれ にかわる新たな基準を独自に策定するこ とは極めて困難でありますことから、原 則として、道路構造令の規定を適用して おります。

本条例は、42の条文と附則で構成いたしております。

それでは、各条文につきまして、ご説 明申し上げます。

まず、第1条では、道路法の規定に基づき、市が管理する市道を新設し、または改築する場合における道路の構造基準を定める本条例の趣旨について規定しております。

第2条は、道路法及び道路構造令の定めるところによる歩道、自転車道、自転車歩行者道、車道などの用語の定義を規定しております。

第3条から第8条は、車道に関する基準を定めております。

第3条では、道路構造令第3条の定めるところによる、地方部、都市部の道路の存する地域での高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道などの道路の区分を規定しております。

第4条では、車線等として、市道にお ける設計基準交通量による車線の数、車 線の幅員を規定しております。

第5条では、当該道路の車線の数が4 以上である道路について、中央帯などの 車線の分離等を、第6条では副道を規定 しております。

第7条では、車道に接続した路肩について。第8条では、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においての停車帯について規定しております。

第9条から第12条は、自動車、自転車歩行者道、歩道、歩行者の滞留の用に供する部分の基準に関する規定を定めております。

第9条は、自動車及び自転車の交通量が多い道路には自転車道を、第10条では、自動車の交通量が多い道路には自転車歩行者道を設ける場合の幅員などについて規定しております。

第11条では、歩行者の交通量が多く、

安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合において歩道を設ける場合の幅員などについて。第12条では、横断歩道、乗合自動車停留所等に係ります歩行者の滞留の用に供する部分について規定しております。

第13条では、植樹帯について、植栽に当たっては、地域の特定などを考慮して、樹種の選定、樹木の配置等について定めております。

第14条から第23条は、車道に関する設計速度、屈曲部、曲線半径、屈曲部の片勾配、曲線部の片勾配、曲線部の車線等の勾配、緩和区間、視距等、縦断勾配等、登坂車線、縦断曲線の基準を定めております。

第14条では、道路の区分に応じた設 計速度について規定しております。

第15条では、車道の屈曲部は曲線形とすること。第16条では、道路の設計速度に応じた曲線半径について。第17条では、当該道路の区分に応じ、設計速度、曲線半径等を勘案した曲線部の片勾配について。第18条では、設計車両、曲線半径に応じた曲線部の車線等の拡幅について。第19条では、屈曲部、曲線部における緩和区間、すりつけについて。

第20条では、設計速度に応じた視距 等について。第21条では、道路の区分、 設計速度に応じた縦断勾配について、第 22条では、縦断勾配の5%を超える車 道の必要に応じた登坂車線について。第 23条では、縦断勾配が変移する箇所の 道路の設計速度及び縦断曲線の凹凸の曲 線形に応じた縦断曲線について規定して おります。

第24条では、舗装の構造に関する基準を定めております。

第25条では、横断勾配に関する基準 を定め、第26条では、道路の設計速度 に応じた車道の合成勾配に関する基準を 定め、第27条では、排水施設の整備に 関する基準を定めております。

第28条から第30条は、道路の交差 に関する基準を定めております。

第28条では、同一平面での平面交差 又は接続について。第29条では、道路 が相互に交差する場合の立体交差につい て。第30条では、道路が鉄道等と同一 平面で交差する場合の鉄道等との平面交 差について、交差角、縦断勾配、見通し 区間の長さ等を規定しております。

第31条から第37条は、道路の安全 施設に関する基準を定めております。

第31条では、待避所を設けることに ついて。第32条では、交通事故の防止 を図るため必要がある場合において、横 断歩道橋等、柵、照明施設等の交通安全 施設について。第33条では、主として 近隣に居住する者の利用に供する道路に 自動車を減速させて、歩行者又は自転車 の安全な通行を確保する必要がある場合 においての凸部、狭窄部等を設けること について。第34条では、乗合自動車の 停留所等に設ける交通島、第35条では、 安全かつ円滑な交通を確保し、又は交通 の利便に資するため必要がある場合にお いての自動車駐車場等を設けることにつ いて、第36条では、落石、崩壊などの おそれがある箇所への柵などの防護施設 について、第37条では、トンネルでの 換気施設、照明施設、非常用施設につい て規定しております。

第38条では、橋、高架の道路等の鋼、 コンクリート構造等、構造に関する基準 を定めております。

第39条、第40条は、附帯工事や小 区間改築の場合等の特例に関する基準を 定めております。

第39条では、附帯工事等の特例につ

いて、第40条では、道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合の小区間改築の場合の特例について規定しております。

第41条から第42条は、自転車や歩 行者の専用道路に関する基準を定めてお ります。

第41条では、自転車専用道路及び自 転車歩行者専用道路、第42条では、歩 行者専用道路の幅員等について規定して おります。

次に、附則といたしまして、この条例 の施行期日は、平成25年4月1日から 施行するものとしております。

○野原修委員長 説明が終わり、質疑に 入ります。

山本委員。

〇山本靖一委員 具体的にこの条例に基づいて、摂津市がこれからつくろうとする道路で対象になるようなものは幾つあるのでしょうか。どういうものを視野に入れておられるかというのをお聞きしたいと思います。

恐らく、大きな道路を想定しているように思うんですけれどね。

例えば、今から摂津市が見直そうとしている開発協議基準に関係するような道路ではないのかなというような思いがするんですけどね。

同時にもう一つお聞きしたいんですが、 こういう道路を設計し、それから検証し ていく、検査していく体制そのものが、 あるのか。こういう大きな条例が定めら れても、絵に描いた餅にならないかなと いう気がするんですが、その点はいかが でしょうか。

- ○野原修委員長 山本課長。
- ○山本道路交通課長 山本委員の1回目 の質疑にお答えさせていただきます。

これにつきましては、道路の新設また

は改築ということでございますので、道路交通課でもそうですし、都市計画道路についても、新たにつくる場合の基準ということで、別にどこが所管ということではないんですけれども、この基準をもってつくっていくんだということで、やらせてもらったものでございます。

どういう道路かといいますと、今、千 里丘三島線を工事しておりますけど、そ ういう道路につきましては、この基準で つくっていくことになります。都市計画 道路の場合もそうなるんですけれども、 一般的にはそういう新しい道路、新たに 改築する道路を対象としているところで ございます。

- ○野原修委員長 藤井部長。
- ○藤井土木下水道部長 冒頭に説明させていただきましたように、かいつまんで簡単に申し上げますと、日本全国津々浦々、全ての道路を何に基づいてつくっておったのかといいますと、道路法及び道路構造令に基づいておりました。

その中には全てのことが入っておりま して、それで事足りるのではないかとい うことが長い間ずっと続いておったわけ なんですけれども、その法律は昭和27 年に定められた法律なんですけども、た だ、わかりやすくと言ったらいいんでしょ うか、市町村も、都道府県も、要するに 都道府県は都道府県なりの、市町村は市 町村なりに、基本になります道路法であっ たり、道路構造令であったりということ を参酌して、その内容を取り入れながら、 特性も定めていいとなっています。極端 な場合はだめなんですけども、そういう ふうなことも、全て条例に基づいてつく るということで、平成24年度中に条例 化をしなさいよと、こういうふうになり ましたので、それに基づいて条例の制定 をするものです。

大きな道路なら都市整備部かもしれません。例えば、取り入れていないものとしては、豪雪地帯においては、積雪対策をしたような道路をつくらなければならないと法律で決まっておるわけなんですけれども、本市においては、そういうふうなことでの基準になった道路はつくりませんので、今回、条例では、そういうふうなものは定めておりません。

ですので、今後、この議案を可決していただきますと、4月1日以降、この条例が基本になって道路がつくられていきます。

体制については、まだ満足ではないかもしれませんけども、今のところ、近々、そういう大きな道路をつくるような計画もございませんで、計画がある場合は、そういうふうな体制は講じていただけるものだと、こういうふうに考えています。 〇野原修委員長 山本委員。

- ○山本靖一委員ですから、この条例をつくるのであれば、本気で体制を考えていただきたい。本当に設計できる体制、それからそれを検証する体制です。とにかくつくっておきますというような、そういうものではないと思いますので、どういう体制をとっていかれるか注視しておきたいと思います。
- ○野原修委員長 ほかにございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○野原修委員長 以上で質疑を終わります。

続きまして、議案第19号の審査を行います。

補足説明を求めます。 藤井土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 議案第19号、 摂津市道路標識の寸法に関する条例制定 の件につきまして、補足説明させていた だきます。 本件につきましても、議案第18号と 同様で、地域の自主性及び自立性を高め るための改革の推進を図るための関係法 律の整備に関する法律の制定に伴い、道 路法の一部が改正され、これまで国の省 令、道路標識、区間線及び道路標示に関 する命令により、全国一律で定められて いた地方道に関する案内標識及び警戒標 識の寸法及び文字の大きさについて、主 務省令で定める基準を参酌して、必要な 事項を定めるものでございます。

本条例は、五つの条文と附則で構成いたしております。

それでは、議案書の条文につきまして、 ご説明申し上げます。

まず、第1条では、道路法の規定に基づき、市が管理する市道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法に関し、必要な事項を定めるとした本条例の趣旨について規定しております。

第2条は、道路法及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令「標識令」の定めるところによる案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識等の用語の定義を規定しております。

第3条、標識板等の寸法では、本標識 板及び補助標識板の寸法の基準と拡大、 縮小について規定しております。

第4条、文字等の寸法では、標識令別表第2に図示された寸法を基準とし、道路の設計速度に応じた文字の大きさや寸法の拡大、縮小等について規定しております。

第5条、縁等の太さの寸法では、道路標識の標示板の縁、縁線及び区分線の太さの寸法について規定しております。

次に、附則としまして、この条例の施 行期日は、平成25年4月1日から施行 するものであります。 以上、議案第19号の補足説明とさせ ていただきます。

○野原修委員長 説明が終わり、質疑に 入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 質疑なしと認め、質疑 を終わります。

続きまして、議案第20号の審査を行います。

補足説明を求めます。

藤井土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 議案第20号、 摂津市高齢者、障害者等の移動等の円滑 化のために必要な特定道路の構造に関す る基準を定める条例制定の件につきまし て、補足説明をさせていただきます。

本件は、平成22年6月22日に閣議 決定されました地域主権戦略大綱に示されたことを受け、地域の自主性及び自立 性を高めるための改革の推進を図るため の関係法律の整備に関する法律の制定に 伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑 化の促進に関する法律、いわゆるバリア フリー新法の一部が改正され、それに伴い、国が定めている移動等円滑化のため に必要な道路の構造に関する基準を定め る省令を参酌して、市が管理する特定道 路に係る移動円滑化基準を定めるもので ございます。

ここで言う「特定道路」とは、バリアフリー新法第2条第9号で規定される移動等円滑化が特に必要なものとして、政令で定める道路法による道路であり、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行えるものであって、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したもので、摂津市交通バリアフリー道路特定事業計画では、鉄道駅と公共公益施設を結ぶ主要な経路であり、駅周辺の歩行空間のネットワークとしても重要な経路を選定して

おります。

市道の構造に関する基準につきましては、国の基準を参酌して定めることとなっているため、基本的には国の基準に準拠するものでございます。

本条例は、6の章、33の条文と附則 で構成しております。

それでは、議案書の条文につきまして、 ご説明申し上げます。

第1条は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、 市が管理する特定道路に係る道路移動等 円滑化基準を定める本条例の趣旨について規定しております。

第2条は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、道路交通法及び道路構造令の定めるところによる、高齢者、障害者等、移動円滑化、道路、歩道、車道、横断歩道等や有効幅員、視覚障害者誘導用ブロック等の用語の定義を規定しております。

第3条では、歩道を設けることを規定 し、第4条では、歩道、自転車歩行者道 の有効幅員について、第5条では、歩道 等の舗装の構造について、第6条、勾配 では、歩車道の縦断勾配、横断勾配につ いて規定しております。

第7条、歩道等と車道等の分離では、 縁石線、縁石、植樹帯、並木、柵等での 歩車道の分離方法について。第8条では、 歩道等の車道等に対する高さについて、 第9条は横断歩道に接続する歩道等の部 分の標準高さと車椅子使用者が円滑に転 回できる構造について。第10条では、 車両乗入れ部の有効幅員について規定し ております。

第11条、立体横断施設では、移動等 円滑化のために必要であると認められる 箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動 に適した構造を有する立体横断施設を設 けることを規定しており、第12条では、 移動円滑化された立体横断施設に設ける エレベーターの構造について、第13条 では、移動円滑化された立体横断施設に 設ける傾斜路の構造について、第14条 では、移動円滑化された立体横断施設に 設けるエスカレーターの構造について、 第15条では、移動円滑化された立体横 断施設に設ける通路の構造について、第 16条では、移動円滑化された立体横断 施設に設ける階段の構造について規定し ております。

第17条は、乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する標準高さについて。第18条では、乗合自動車停留所へ設けるベンチ及び上屋について規定しております。

第19条は、自動車駐車場に障害者用 駐車施設を設ける基準、構造について、 第20条では、障害者が円滑に利用でき る停車の用に供する部分「障害者用停車 施設」を設ける基準、構造について、第 21条では、歩行者の出入口の有効幅等 について、第22条では、障害者用駐車 施設に通ずる通路の構造について、第2 3条では、障害者用駐車施設が設けられ ている自動車駐車場外に通ずる歩行者の 出入り口がない階に設けるエレベーター について、第24条では、エレベーター に代えた傾斜路の構造について、第25 条では、自動車駐車場外に通ずる歩行者 の出入り口がない階に通ずる階段につい て、第26条では、屋外に設けられる自 動車駐車場の障害者用駐車施設、停車施 設、通路の屋根について。第27条では、 障害者用駐車施設に設ける便所の構造に ついて、第28条では、便房を設ける便 所の構造に関する基準を定めております。

第29条では、当該便房の読みかえに ついて規定しております。 第30条は、移動等円滑化のために必要な施設の案内標識について、第31条では、視覚障害者誘導ブロックの敷設基準について、第32条では、ベンチ及びその上屋などの休憩施設について、第33条では、当該施設の路面の照度を十分に確保するための照明施設について規定しております。

次に、附則としまして、この条例の施 行期日は、平成25年4月1日から施行 するものとしております。

また、市街化の状況、地形の状況、その他の特別な理由により、やむを得ない場合の経過措置といたしまして、参酌する省令と同等の基準を定めております。

以上、議案第20号の補足説明とさせていただきます。

○野原修委員長 説明が終わり、質疑に 入ります。

山本委員。

○山本靖一委員 具体的にこの条例に当てはまるような道路は幾つあるのか、どういう状況になっているのかというのを聞かせていただきたいと思います。

それから、エレベーターをつくったり、 エスカレーターつくったりするのは都市 整備部の所管になるのかと思うんですが、 土木下水道部でこんなにたくさんやれる のでしょうか。

それから、第7条、第8条の関係では 15センチの段差、それからもう一つは 5センチを標準にするとあります。実際 には段差を解消してほしい、フラットに してほしいというような要望が多く出て くるんですけど、この条例で言えば、障 害者の方の安全を図るために段差をつけ るということで矛盾するような思いで受 けとめているんです。どういうふうに理 解したらいいのか、この辺も教えていた だきたいと思います。 ○野原修委員長 山本課長。

○山本道路交通課長 それでは、山本委員の1回目の質疑にお答えさせていただきます。

平成23年6月ごろに、バリアフリー 特定事業計画をお配りして説明させても らった経過がございまして、その一覧図 面にもつけておりますけれども、路線名 で言いますと、摂津市におきましては千 里丘22号線、千里丘19号線、これは JR千里丘駅の西口の道路でございます。 駅前1号線、2号線、これはJR千里丘 駅東口の上の通路でございます。それと 千里丘三島線の一部、学園町中央線の一 部、正雀南千里丘線の一部、これが正雀 の駅前の路線になります。正雀本町7号 線、14号線と21号線、41号線、こ れらが特定経路で入れさせていただいて いる路線でございます。それは特定経路 で整備するときに、基準を満たしていく ことになります。

ただ、ほかの路線でありましても、実際、改築等の場合は、これに適合した形で順次進めておるところでございます。 切り下げ等も、この基準でさせていただきます。

委員がおっしゃっていました段差のことでございますけれども、横断歩道でありますとか、歩行者が対側の歩道に渡るところにつきましては、段差2センチというふうに規定を設けております。15センチといいますのは、車道から歩道への、セミフラットという構造が多くございますけれども、タイヤをとめるために、車道と縁石の高さを15センチとるということになってございます。

あと、5センチというのは、車両の出 入口を5センチにして、目の不自由な方 が、この先には歩道があるということが わかるような形での段差をつくっている ということでございます。

○野原修委員長 藤井部長。

○藤井土木下水道部長 お問いの中で、 都市整備部の所管ではないのかということでした。バリアフリー特定事業計画策 定は都市整備部の都市計画課でやっていただきました。そのときに特定経路として定めたところについては、当時の道路 交通課であったり道路課が行うということで定めましたので、今回のこの条例制定につきましては、その趣旨にのっとりまして、道路交通課が主体で進めさせていただいたということでございます。

それと段差のことでございますが、このことにつきましては、いろんな意見が今まで種々出ておりまして、極端なことを申し上げますと、健常者については、フラットが一番望ましいということなんですが、目の不自由な方においては、自分がどこにいるか把握するためには逆に段差が必要ということです。自分の体を安全な場所に置きたいという意見も過去にございました。

そういった意見を踏まえた中で、最低 15センチということで、15センチ以 上というふうに定めています。

それと、車両の出入り口については、 これにつきましても2センチ程度が一番いいわけなんですけれども、2センチですと、これは車両の出入り口なのか、それとも歩道との交差点部分なのかもわからないというところから、5センチが規定されました。あと横断歩道とか、交差点の不自由な方のつえが当たる最低の高さというのが2センチであると。ほぼ2センチあれば、何とかつえがひっかかってくれるであろうということから、交差点とか、横断歩道において2センチになったということから採用された基準でござ います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 以上で質疑を終わりま す。

続きまして、議案第28号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修委員長 質疑なしと認め、質疑 を終わります。

暫時休憩します。

(午後4時4分 休憩) (午後4時6分 再開)

○野原修委員長 再開します。

議案第21号を審査します。

補足説明を求めます。

吉田都市整備部長。

○吉田都市整備部長 それでは、議案第 21号、摂津市高齢者、障害者等の移動 等の円滑化のために必要な特定公園施設 の設置に関する基準を定める条例制定の 件につきまして、補足説明をさせていた だきます。

本条例につきましては、平成23年8月30日付で公布されました、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次地方分権一括法の制定に伴いまして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法の一部が改正されております。そのため、主務省令で定める基準を参酌いたしまして、本市が管理する都市公園のうち、特定公園施設における新設、増設、または改築を行う際の基準を定めるものでございます。

ここで言う「特定公園施設」とは、バリアフリー新法第2条第13号で規定さ

れる「移動等円滑化が特に必要なものとして制令で定める公園施設」であり、公園外部からの一連の移動経路を目的地までつなげ、利用上の利便性、安全性の促進及び福祉の増進に資するものとされており、都市公園法第2条第2項に規定する公園施設のうち、高齢者や障害者等の円滑な移動、利用上の利便性及び安全性を確保するために移動等の円滑化の必要性が高く、かつ全国一律の基準、都市公園移動等円滑化基準による適合義務を定めることが適当な公園施設に限定されております。

具体的には、都市公園の出入口及び駐車場と主要な公園施設間の経路を構成する園路及び広場、休憩所等、そして便所や掲示板、標識等を国の基準に準拠して定めることとなっております。

本条文は、14の条文と附則で構成いたしております。

それでは、議案書の条文につきまして、 ご説明申し上げます。

まず、第1条では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、市が管理する特定公園施設に係る都市公園移動等円滑化基準を定める本条例の趣旨について規定いたしております。

次に、第2条では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、都市公園法の定めるところによる、高齢者、障害者等の移動等円滑化、園路、広場、屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、管理事務所、掲示板、標識の用語の定義を規定いたしております。

第3条からは、特定公園施設に関して、 個別具体の施策に係る規定が定められて おります。

第3条では、園路及び広場を設ける場

合、階段の両側への手摺設置、通路や傾斜路の縦断勾配、横断勾配等や車椅子使用車の円滑な利用に適した踊り場の設置、 そして視覚障害者誘導ブロックや転落防止柵の設置等について規定しております。

第4条では、屋根付広場について、第 5条では、休憩所及び管理事務所につい て、第6条では、屋外劇場及び屋外音楽 堂を設ける場合、車椅子利用者が円滑に 利用可能な観覧スペースや通路の設置等 について、第7条では、駐車場を設ける 場合、車椅子使用車用駐車施設の設置に ついて。第8条から第10条までは、便 所を設ける場合、高齢者、障害者等が利 用する便所内には高齢者、障害者等の円 滑な利用に適した便房の設置や、便房を 設ける便所の構造等について、第11条 では、水飲場及び手洗場について、第1 2条及び第13条では、掲示板及び標識 について、高齢者、障害者等の円滑な利 用に適した構造、掲示板の表示内容が容 易に認識できることが規定されており、 第14条では、一時使用を目的とする特 定公園施設について、災害等のため一時 使用する特定公園施設の設置は、本条例 の規定によらないことが規定されており ます。

なお、附則といたしまして、本条例は、 平成25年4月1日から施行することを 想定いたしております。

以上、議案第21号、摂津市高齢者、 障害者等の移動等の円滑化のために必要 な特定公園施設の設置に関する基準を定 めた条例制定の件につきましての補足説 明とさせていただきます。

○野原修委員長 説明が終わり、質疑に 入ります。

山本委員。

○山本靖一委員 特定公園施設ということで、都市計画公園が該当するのかなと

いうような思いがするんですけれども、 この特定公園施設に該当するものは市内 に何か所あるのか、その状況について教 えていただきたいと思います。

それから、車椅子が入ってこれるよう に出入口の幅が90センチ以上という規 定があるんですけれども、自転車やバイ クの進入をこれで防げるのでしょうか。 今のところは問題ないのかどうかという ことを含めて、教えていただきたいと思 います。

- ○野原修委員長 竹下課長代理。
- ○竹下公園みどり課長代理 山本委員の 1回目の質疑にご答弁申し上げます。

まず、該当する公園なんですけれども、 最近で申しますと南千里丘まちづくり事業の区画整理事業で生み出されました南 千里丘公園、これが既にバリアフリー化 しております。それから、整備途上でありますけれども、吹田操車場跡地の防災機能を有した公園、これについても今回のバリアフリーに基づいた整備を順次やっておるというふうに聞いております。ですから、既にある公園としましては1か所でございます。

それから、車椅子が通る出入口の幅なんですけれども、幅は120センチ以上です。ただし、やむを得ない場合について90センチ以上となっておりますので、可能な限り120センチ以上の幅を設けていきたいというふうに考えております。

- ○野原修委員長 山本委員。
- ○山本靖一委員 1か所だけですか。都 市計画公園というのは、そういう対象の 中に入ってないんですか。
- ○野原修委員長 竹下課長代理。
- ○竹下公園みどり課長代理 私の説明が 足りませんでした。今、整備しておりま す千里丘公園、これについては、今、整 備途上でありますけれども、バリアフリー

にかなった形の整備をしていってるよう な状況と聞いております。

箇所数につきましてですが、吹田操車 場跡地の防災機能を有した公園が1か所 と、それから先ほど申しました南千里丘 公園の1か所でございます。

既存の都市計画公園につきましては、この基準が設けられる以前に整備されているところでございますので、現行としましては、バリアフリー化できている公園というのはないということで認識しております。

- ○野原修委員長 山本委員。
- ○山本靖一委員 都市計画公園については、まだできてないというふうなお答えですが、方向性ではどうなっているのでしょうか。この条例が制定されて、当然、都市計画公園のバリアフリー化も図っていかなくてはなりませんし、方向性としてはとられとる、そのあたりのことを聞かせていただきたいと思います。

それから、吹田操車場跡地の防災機能 を有した公園のバリアフリー化について もお聞きしておきたいと思います。

- ○野原修委員長 吉田部長。
- ○吉田都市整備部長 担当の課長代理の ほうから説明ありましたけど、吹田操車 場跡地の防災機能を有した公園も、こう いうものを意識して、設計の中に反映さ せていくという形になるのは当然の話だ と我々は認識いたしております。この基 準に基づいて協議にも入っているという 形でございます。

その他の公園でございますけども、この基準が設けられる以前の公園ばかりでございます。これに準じてやられたという公園はございません。

ただ、現状を説明させていただいたわけなんでございますけども、今後、いろんな形で公園も老朽化していきますんで、

そのあたりは、ここに書いてますように、 改築とか造成をし直したりした場合は、 当然この基準に従った形で再整備を行う というのが基本になってまいります。

だから、規模的には、当然、寄り付き のある都市計画公園がベースになります けども、そういう認識を持った形で今後、 整備をしていこうという形になろうかと いうふうに思っております。

- ○野原修委員長 山本委員。
- ○山本靖一委員 そうすると、既存の公園を対象にした計画が必要になってくるということです。そのための条例というふうに私は受けとめるんです。

例えば、こういうことが視野に入っていたんであれば、別府公園に防災倉庫や炊き出しに利用できる防災ベンチ等を設け、災害時に対応できるよう整備していただいていますが、車どめの設置等、バリアフリー化に向けたものを視野に入れながら、セットでやるべきではなかったのか思うんです。

新しい公園ができてくる時ということではなく、むしろ既存の公園について考えていくことも必要かなというふうに思うんですけれども、改めて部長から到達点について教えていただきたいです。

- ○野原修委員長 吉田部長。
- ○吉田都市整備部長 委員のご指摘のとおり、バリアフリーに関しましては、これが教科書でありますので、これを基本にしながら我々は公園管理を行います。加えて、やはり必要な場所、特に危険な場所につきましては、これを基準にしていくとか、いろんなことが今後出てこようかというふうに思いますし、当然、今ご指摘ありましたように、新たな公園を考えるのは非常に難しいですよれども、既存の公園につきましては、これが基本になって整備する場合は改修す

べきであろうということで考えておりま す。

- ○野原修委員長 山本委員。
- ○山本靖一委員 正雀と浜町をつなぐ安 威川歩道橋にバイクの通行を防ぐ車どめ を設置されていることについて、これま でたびたび取り上げられていました。議 案第21号は特定公園施設というような ことになってるんですけど、やっぱり障 害者、高齢者、そういう方が安心して、 移動できるように考えていけば、車どめ が設置されているというのは、やっぱり 合点がいかんなと改めて思うんです。バ イクが通るとか、自転車が通るというの は、常識の中で、それから警察にきちっ と取り締まっていただく必要があります。 そういうことの中で考えていくと。障害 者の方を守らなければいけないと言いな がら、その方が通れないということでは 本末転倒だというふうに思うんですけれ どもね。

せっかくこういう条例が出てくる中で、 そういう方の移動を保障していくという 点で言えば、しっかり整理しながら、こ れから対応していただきたいとお願いし ておきます。

- ○野原修委員長 木村委員。
- ○木村勝彦委員 今の質問で、既存の公園をどうするかということについては、今後、改築をしていく場合には、この基準にのっとってやっていくということですが、やっぱり既存の公園について、年次計画みたいなものをつくってやっていくを思うんですけど、今のところ、それがあるようには思えないんです。その辺の、既存の公園について、こういう条例にのっとった公園にやりかえていくということの計画等については、担当ではどう考えていますか。

- ○野原修委員長 吉田部長。
- ○吉田都市整備部長 ご指摘のとおり、 この条例が基本になりますが、制定される前ですから予算も計上してませんけど、 今後、ご指摘がありましたように、公園 整備においてはこれが基準になりますから、公園ごとに、例えば平面図に危険箇 所チェックをするなりして、そこを改修 する計画を立てていくと。これは順次、 計画的を立てていかなければいけないですけれども、やはり危険度の判定が先かと考えています。

ただ、この分は担当ができるのか、それとも専門家を入れるのか、この分については、来年度に検証させていただいて、状況によれば調査費用なり、判断基準をもってつくっていくという形になろうかと思います。そのときはまた予算でお願いするかもわかりませんけど、基本的には、ここに基準がございますので、担当で判断できるものはしていきたいというふうに思っております。

- ○野原修委員長 木村委員。
- ○木村勝彦委員 既存の公園整備の優先順位というものをしっかりつかんでいって、年次計画を立てて整備していくという形を、予算の厳しい中ではありますけど、こういうものをつくる以上、そういう年次計画みたいなものを、きっちりと持ってもらいたいと思います。
- ○野原修委員長 ほかに。村上委員。
- ○村上英明委員 お聞きしたいんですけども、先ほどの山本委員、また木村委員と重なることもあるかもしれませんけども、既存の公園について、車どめのポールが立っているということで、車椅子も入れないようなポールの設置をしている所もあると思うので、その辺をどうするのかということをお尋ねします。

それから、第14条で、「災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。」ということで、例えば、一時避難地の公園については、この条例を適用しなくてもいいということですか。その辺の解釈をお聞きしたいと思います。
〇野原修委員長 竹下課長代理。

○竹下公園みどり課長代理 村上委員の 1回目の質疑について、ご答弁させてい ただきます。

まず、既存の公園の車どめの配置につきましてですが、これにつきましては、 非常に通りづらいというお話を市民の方からお聞きすることもございます。そういう中で、車椅子もさることながら、電動カートを利用される方もふえてきておりますので、それらのことも考えまして、場所によっては車どめを撤去して、通れるような状態としてる公園もございます。

電動車椅子の方を閉め出す形にならないよう、全ての方が公園を利用していただけるように、我々としては考えています。

問題としましては、バイク等の進入の問題があります。やはり電動カートが入りますと、どうしてもバイクもその幅では入ってしまう。それの対策につきましては、正直なところ答えとしては出ていない状況ではございますが、我々がパトロールもやっておりますので、その中で現状の確認をしております。場合によっては、また通れないような形になるところも出るかもわかりませんけど、あわせて検討するところでございます。

それと、第14条の内容ですが、基本 的に災害で避難して来られる方について、 ご不便がないような形にするには、この 条例の規定によらないことというのが、 どうしても出てくると思われます。「こ の条例の規定によらないことができる。」 というのは、そのままの解釈でいいとい うふうに思っております。

- ○野原修委員長 村上委員。
- ○村上英明委員 車どめのポール設置に つきましては、公園の形状もあると思い ますので、検討していっていただきたい と思います。

第14条について、一時避難地という ことで大きな公園が指定されていると思 うんですけども、こういう公園がこの条 例によらないことができるということで すね。それだけもう一回お尋ねしたいと 思います。

- ○野原修委員長 吉田部長。
- ○吉田都市整備部長 通常の公園というのは、不特定多数の方々が常時使うわけで、基本的にはこれに準じますけども、ここに書いてますように一時使用でございますので、一時的に避難されてきた場合に、そういう状況の中で、例えば縦断勾配がクリアされてないば、一時使用にもかなわない状況になりませんというようなことになれば、一時使用にもかなわない状況になります。で、その状態のときには、この条例は適用しないで、一時使用としては使っていただきましょうということです。そういう観点から規定されていると理解しております。
- ○野原修委員長 ほかにございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○野原修委員長 以上で質疑を終わります。

続きまして、議案第30号の審査を行 います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

村上委員。

○村上英明委員 第3条の3のところな んですけども、「市の区域内の公園の住 民1人当たりの敷地面積の標準は10平 方メートル以上とし」ということを書い てあるんですが、その「区域内」という 考え方についてお尋ねしたいと思います。

○野原修委員長 竹下課長代理。

○竹下公園みどり課長代理 第3条の3 の「区域内」は市街化調整区域と市街化 区域を合算したものでございまして、そ れを人口で割るということです。

現在、市街化区域で住民1人当たりの面積は2.3平方メートルでございます。 あと、市街化調整区域を含めますと5平方メートルとなります。

区域内につきましては5平方メートルですので、10平方メートルという基準にもまだ満たしていないということでございます。

ちなみに申し上げますと、これは国営 公園の淀川河川敷公園も含めての数字で ございます。

- ○野原修委員長 村上委員。
- ○村上英明委員 そうすれば、市の区域内の公園の住民1人当たりの敷地面積というのも、例えば、鶴野に公園があるとしたならば、鶴野地域という区域内という、地域全体で公園を全部割り振っていったときに、この10平方メートル以上になるのか、もう一回、改めて確認したいと思いますので、よろしくお願いします。
- ○野原修委員長 竹下課長代理。
- ○竹下公園みどり課長代理 説明不足で 申しわけございません。

市域全域に対して人口で割っているも のでございます。

- ○野原修委員長 ほかにございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○野原修委員長 以上で質疑を終わります。

本日の委員会は、この程度にとどめ、 散会します。

(午後4時31分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

建設常任委員長 野 原 修

建設常任委員 原 田 平